

平成30年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 4番 橋 俊明 5番 坂口 重良
 6番 岩井智恵子 7番 津村 俊二
 8番 矢野 隆行 9番 田中 陽介
 10番 稲垣 誠亮 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 3番 長谷川崇朗

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長 選挙管理委員会書記長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第103号から議第125号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他22件)

質疑

第3 議第103号から議第125号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他22件)

常任委員会付託

第4 発議第4号

(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について)

質疑

第5 発議第4号

(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について)

常任委員会付託

第6 請願第3号

(療育(知的障がい)手帳の更新手続きの改善について)

常任委員会付託

第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠員議員1人、欠席議員は第3番、長谷川崇朗議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第17番、荒川泰宏議員、第18番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、議第103号から議第125号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他22件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑に通告書がお手元に配付した一覧表のとおり提出されておりますので、発言を許します。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) おはようございます。

議第112号野洲市工場立地法準則条例についての議案質疑を行います。9,000平米以上の敷地面積の工場の緑地面積をこれまでの20%から10%に削減する内容であり、さらに環境施設面積を25%から15%にする内容であります。また、この変更とあわせ、市街化調整区域においても同様の基準にするものであります。

これほどの緩和をしている市は県内にはありません。守山市や大津市や甲賀市で国基準を緩和していますが、第2種の準工業地域においては緑地15%、市街化調整区域の緑地は大津や甲賀市では第1種区域の住居、商業地域と同様であります。住居地域と市街化調整区域が同じ基準というのは、環境を配慮することが基本にあるからです。

野洲市の場合、住居地域の隣に工業専用地域が存在するまちづくりとなっております。このような状況があるため、緑地の割合を10%にするのは企業優先のまちづくりではないか、市長に見解を求めたいと思います。

次に第2点目、オムロンが平成30年7月30日に建築計画書が県に出され、工場建設が行われています。2,941.55平方メートルの増築計画であり、建蔽率は45.99%になります。オムロンの建築可能な敷地は60%です。工場内を走る道路や消防用の通路もあり、これ以上建設する用地はありません。

これまで緑地や駐車場になっていた敷地に高さ37メートル、7階建ての工場建設が今

進んでいます。今回の改定で10%になれば、緑地の面積は4,200平米で済みます。重複緑地算入となれば1,050平米も緑地算入ができ、実質の緑地は3,150平方メートルでクリアできます。水路沿いにある緑地で十分クリアでき、緑地の幅を減らすことも可能であります。

現在の緑地面積は8,410平方メートルであり、差し引き、約5,000平方メートルの緑地は全て駐車場にすることができますが、見解を求めたいと思います。

次に3点目、京セラの建蔽率は現在33.55%です。緑地が10%になれば1万9,820平方メートルで済みます。現在、4万7,000平方メートルの緑地であり、2万7,180平方メートルの増築や駐車場にしていくことが可能です。敷地周りの緑地の幅も削減可能です。

要綱案で特定工場周辺の生活環境への配慮に関する計画書を市長に提出しなければならない、周辺地域からの意見を聞き、質の高い緑地整備としていますが、条例の範囲内の計画ならとめることは不可能です。企業が市の条例に基づいて削減をしても、何も言うことはできないのではないのでしょうか。この要綱により、現在ある敷地の周辺の緑地減少に対し、何か縛りになることがあるのかお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の野洲市工場立地法準則条例に関するご質問1点目の企業優先のまちづくりではないかというご質問にお答えをいたします。

結論から申し上げますと、企業活動の促進にはなりますが、一方では周辺環境に配慮した適正な緑地配置等が促されると共に、雇用の安定や創出、地域経済の活性化、ひいては税収増、また細かいこと言えば、駐車場が事業所内に確保されて、働く方の便宜が高まるなど、市民と野洲市の総合的なまちづくりにも効果があり、企業優先のまちづくりといったものではないと考えております。

一方では、市民がアクセスできない企業内の緑地よりは、これまでも申し上げておりますように、今後は、これまで手薄であった都市公園や公共緑地を計画的にふやしていく方が健全なまちづくりであり、市民の福祉の向上につながると考えており、決して企業優先ではなしに、まち全体に資する方策だと考えております。

本市の条例案では、周辺地域の環境を守ることを前提に、公平性の観点から緑地面積率を一律10%以上、重複緑地の算入率25%以内としています。この率は、敷地周辺部の

緑地でみれば、県内他市の緑地面積率15%以上、重複緑地の算入率50%以内と、実質的には同等になり、低い数値とは言えません。他市では重複を認めており、実質的な緑地の確保にはつながっていません。

工業専用地域においては、本市は緑地面積率10%以上、重複緑地の算入率は県内他市の半分である25%以内であり、県内他市は緑地面積率10%以上、重複緑地の算入率50%以内となっており、むしろ本市が高い率となります。

さらに、企業・事業所の環境配慮の面では、野洲市生活環境を守り育てる条例に基づき、個々の企業等と環境保全協定を締結し、その遵守を求めていますし、企業等においても独自に社会的責任(CSR)を果たす活動に取り組まれております。こうした重層的な仕組みの中で良好な環境が保たれていくべきものと考えています。

なお、住居地域と工業専用地域が隣接する状況であるということに関しましては、野洲駅北口周辺の例で見れば、1970年、日本IBM野洲事業所が建設を着工した当時は、周辺には住宅はなく、翌年以降、北口の住宅開発が始まっており、むしろ工場に接して住宅が開発されていったという状況があると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(橋 俊明君) 環境経済部長。

○環境経済部長(遠藤由隆君) それでは、野並議員の2点目についての見解ということでございます。実質的な面積はともあれ、工場敷地を駐車場等に有効活用するのは、本条例の目的の1つであるということでございます。

次に3点目でございます。現在ある敷地の周辺の緑地減少に対し、何か縛りになることがあるのかという点についてお答えします。

これまで何度も説明いたしましたように、この要綱案、また先に市民へパブリックコメントを行い、いわば、これはガイドラインに今後なるわけですけれども、増設する際は、工場敷地を外部にある緑地を減少させて、そこに建物を建てると。工場とか住宅とか学校とか、そういったところには現行法と同程度の緑地を維持することと、そういったパブリックコメントの内容でございます。

端的な例では、例えば、現行で工場の周辺部に10%、そして内部に10%、計20%の緑地があるとする場合、建築等する場合はその真ん中の10%のところでやってほしいと、そういった内容でございます。

特に、野並さんの不安材料、前から言っておられる不安材料でございますけれども、もし、

今のままだった今の中央部も周辺部も残しますので、それ以外ということになりますので、実質的に建築できる場所は、むしろ周辺部になっていくという逆効果になるというふうに思っています。

先ほど、企業優先のまちづくりということをおっしゃいましたけども、この観点は周辺環境をまず守るという観点、そして労働者の未来の雇用、その安心、そういったものを踏まえてつくったものでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、ご答弁いただきましたが、企業の働く人の利便性、確かに駐車場が中にあると利便性は高いとは思いますが、しかしながら、まず第1点目、もう一つ、市街住居地域と市街化調整区域を同じ基準にするということは、他の市と違って、なぜ同じにされたのか、これは周辺地域への影響がないというふうに想定をされて、こういう形をとられたのか。

どことも市街化調整区域においては工業専用地域よりもより厳しい状況の緑地になっているんですけども、野洲の場合は10%ですよ。大津の場合は20%、甲賀市でも20%。改定をしていない、国の基準どおりのところは当然20%という形になっていますね。野洲も以前そうであったと思うんですけど。どうしてこの市街化調整区域を同じ基準にされているのでしょうか。その部分の答弁をお願いしたいと思います。

それと、生活環境を守り育てる条例では、9,000平方メートル以上の事業所の植栽率は15%になっております。これは整合性がないというのが、パブリックコメントで出された方の意見だったと思います。そのパブコメでそういう整合性がないではないかという形で意見を出されたことに対して、この市の考え方は生活環境を守り育てる条例は努力規定であり、今回の条例改正で植栽率を下げる見直しを予定しているというふうに、これ回答をされているんです。

今さっき、守り育てる条例で各事業所と協定を結んでいい環境にするんだということをおっしゃいましたけども、このパブコメの回答ではそういうふうな回答をされています。ちょっと今の答弁とは矛盾をしているのではないのでしょうか。見解を求めたいと思います。

それと、ちょっと見ていただきたいんですけども、見られますか、これ、オムロンなんです。もうちょっと拡大してもらえませんか。もっと拡大、きっちり拡大してもらえませんか。オムロンで今ここに建設されています。これが37メートル。緑地が黄色です。ち

よっと見えにくいかわかりませんが。周囲と、駐車場の隣、入り口、ここが緑地です。

グーグルで航空写真を出しました。これ、ちょっと前なんです。ここをぎょうさん駐車場になっていますけども、ここ、今、建築がされている、さっきの建築のこの部分です。ここにがばっと工場が建っております。

ですから、こっち側のばらばらと、これは京セラの方の駐車場です。オムロンの場合、もう工場の中には、敷地内には工場を建てるだけの部分はございません。今まで駐車場だったところに工場を建てましたから、緑地が狭くなったら、ここをずっと本当に物すごく幅5メートルぐらいでしょうかね、もっとあるかな、すごい緑地がありました。しかし、それが県に申請を出された図面では、ここが緑地のところが削られて、56台駐車できるように、ここ、駐車場になっています、現在。緑地がもう既に削られています。

今まだここが残っているんですけども、10%になったら、この緑地は多分ここだけで、この敷地の面積の、計算してもこの幅と掛けたら、敷地の面積の10%の確保ができます。ですから、こことここはほとんど駐車場にすることが可能という実態になります。

それともう一つ、京セラの方ですけども、京セラのこちら側が北野1丁目、駅前北の団地です。これが細い川ですね。水路。で、緑地。こっち側が京セラの部分ですが、結構、緑地の幅があります。駐車場もありますけども、駐車場のところには植栽がしてあります。両サイド。ですから、こっち側から駐車場が、車のとまっているのは見えません。全体的な部分、京セラの全体的な県に出しておられる図面なんですけども、ここを増築されました。今、もう大きなのが建っています。1万3,566平米です。残っている敷地はここしかありません。大きくまとまっている敷地といえば。あとは緑地です。本当に京セラの場合は旧IBMが緑地をすごくとっておられましたから、周り、本当に緑地がいっぱいです。

ここを10%という条例にすると、本当に言われるように、ここら辺の緑地が駐車場になるなど。今現在、ここ、あいているところに車をとまっています。駐車しておられます。ですから、ここに工場を建てられたとしたら、もっともつこの緑地のところに駐車場を配置していく。こっち側のここも松林があって、結構、幅広で緑地になっています。敷地の外側にも緑地が、敷地内ですね、フェンスというのか、その外側にも本当にきれいな緑地があります。ですから、あれだけの緑地があれば、中の緑地をもっと削ることも可能やというふうに思います。

そうすると、今、部長が言われた、周りの緑地を残して、真ん中のところの緑地を削っ

てしていくというふうなところ辺は、ちょっと理論が成り立たないんですが、現実、どう
いうふうにして今のご答弁をされたのか、ちょっと矛盾する内容ですので答弁を求めたい
と思います。

この緑地の部分は、今、23.72%というのが一覧表でいただきました、これでね、出
てます。それだけの緑地面積になっていますけども、ここが10%という状況になります
から、ですから、やはりこの緑地のこの要綱を見ましても、緑地の幅をどんだけせえと
は書いてないんですよ。パーセントだけなんです。10%。ですから、30センチの枝
幅とか1.5メートルとかいうのは書いています。けど、緑地の幅を1メートル、2メー
トル、言うたかて、ぐるっと囲われただけでも、もう10%以上になります。これだけの
敷地ですから。

ということで、この要綱では、とてもじゃないけども、今言われた現行と同程度なんて
いうのは、それはもう詭弁です。実現できません。幅を何メートルとかいうふうな形で要
綱に書かない限り、生活環境を守り育てる条例で各企業と結ぶというても、この条例で縛
りをかけない限り、縛るものは何もないんじゃないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。先ほ
ど言うのを忘れました。

まず1点目でございます。市街化調整区域が県内では他のよりは低いということ。第1点、
まず公平性の観点、これは何度も言うています。今も20%一律です。現行法、
全国、一般でいうたら20%一律でございますので、その一律にしたと。

そして、県内だけ比べておられますが、私の把握しているところで全国で約300ぐら
いあるんですけども、大体、調整区域も含めて5%というのは低い値の方が圧倒的に多い
というのでございます。それが第1点目です。

2点目が、最後、重複したるような気もするんですけども、生活環境を守り育てる条例
における環境保全協定のことだと思っておりますけども、それは今、環境保全協定で向こうと
の対話の中で何を見るというのをつけて、今、110社ほどやっていると。それはあくま
でも保全協定でございます。この率とは関係ありません。

市長答弁の中では、それとCSRのことを言うてはったんですけど、先ほど、IBMが
緑が非常に多いと、当時のIBMは立派にされたということをおっしゃったんですけど、
それと関連して、そもそも建築基準法自体の緩衝帯というのがあるんですけども、それは

昭和50年以降でございまして、この法律が運用されるのが。開発自体はその前でございまして、実質上、規制がないというのですけれども、今、実際はあのようになっているという意味で、企業の、ある意味で環境に対する強い思いうのが京セラ等にはあらわれていると、そういうように思っています。

それと、ちょっと前後しますけども、関連しますので、現行のあれじゃなくて、現行法の20%は、特に野並さんの言われた側の住宅、その側は現行法程度は行けるようになりますという意味です。

それで、先ほど、こちら側に駐車場と言われているんですけど、こちら側というのは、私の方から先ほどの地図が余り見えないので、申しわけないんですけども、住宅側の中央部に約9,000平米ぐらいの緑地があるんです。中央の道路側、大きい道路側、ホテル側、中央のもうちょっと、ここを指していただければわかると思うんですけども、ホテル側のその辺です。そのあたりが今緑地で9,600ぐらいあります。

当然、私もある意味で、周辺環境では法律の体でございまして、オムロンさんにも京セラさんにも行っています。今のことも言うてます、今の要綱も含めて。ちょっと僕見えないうんですけども。その辺でございまして、実際、今度やるのにその周辺環境を守るということもきちっと言うてはりますし、その開発の際にはそういった緑地、今、僕が言いましたその緑地と、で、やれるというふうにおっしゃっています。

そういう意味で僕は言うたんですけどね。だから、先ほど言いました。例えば、簡単にわかりやすく言うたんですけども、周辺10%と中央10%があつたら、その中央の10%をなくしてもいいので、周辺は守って下さいと。だから、20%のままでいくと、中央の緑地も周辺の緑地も全部置いといて、そのあきスペースに建物を建てんならんということ、逆に避けてるわけです。そういう意味です、先ほど言ったのは。

話の前後がありましたけど、これ、回答になりましたでしょうか。もし、漏れていたら、おっしゃっていただければ。

以上でございまして。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） こっち側がオムロンと言いました。今、部長が言われたのはここやと思います。こっち側が京セラの駐車場。その横にある、これが多分今言われた9,600平米ですか。私、ここ、調整地かなというふうに思っていたんですけど、これだけ大きな敷地の中に調整地が見当たらないので、ここの緑地はそういう意味で調整地ではな

いかというふうに思っていたんですけども、そういう意味では要らない、そういう部分にはなっていないということですか。ちょっとここは私はそういう理解をしていたので、この緑地のところに工場が建設されるというふうな部分は、先ほど言いましたように、残っている緑地としてはここですね。大きくはここしかもうあらへんと思うていたんですけども、今言われたここですね。京セラで残っている真ん中の土地といえば、そういうところ辺になろうかとは思いますが。

工場の中で建築をしていく、新たに土地を購入するよりかは、そりゃ、自分とこの敷地の中で工場を建設していくというのがベターなのかもしれません。企業にとってはね。けども、周辺の住民の部分に関しまして、本当にこの緑地というのが、こっち側に本当に住宅が張りついていますから、その緑地を残すというふうなそんなことの協定というのか、そういうのは環境を守り育てる条例の中であるんですか。

パブコメで、この条例そのものを基準のとおりに見直すという、植栽率を整合させた基準として運営するというふうなこんな回答をされている中で、ちょっとそれがミスマッチなんですけども、どうなんだろうかね。

それと、植栽に関しましても、針葉樹林、常葉樹、落葉樹というところ辺があると思えますけども、現時点においても、冬場、すごく北風が吹くと、杉の枯れ枝が道にいっぱい敷き詰めるように落ちます。葉っぱも本当に今もうほとんど枝だけになっていますから、この間からの中でも本当に住宅の方に北風が吹くと、全部住宅地に飛んでくるんですよ。ですから、皆さん、一生懸命掃除はしてはりますけど、やっぱり、ぬれ落ち葉でなかなか掃除がしにくというのが現状で、ですから、皆さん、落ちない、落葉樹ではない木を植えてほしいと。今ある落葉樹は伐採してほしいというぐらいの声が出ておりますので、ですから、この植栽に関しましてもそういう規定を設けないと、また苦情が出てくるんではないかと思いますが、そういうのはこの要綱の中にもありませんので、検討する余地があるんじゃないかと思いますが、検討をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の先のご質問も含めてお答えしますが、何か論理が一貫していないと思うんですけど。まず、市街化区域は他市も10%ですから、これはお認めになるわけですね。認めておられたお話。今、後で言っておられた個別事業所はこれは市街化区域ですから、後はどういう緑地にするかという配慮ですので、最大限環境保全協定の中なんかできちっと縛っていくのと、要綱もできるだけ具体的にしたいと思っていま

す。木があったら葉っぱが落ちてくるからやめてくれとおっしゃるのかなと思っていたんですけども、言っておられることは全く矛盾している。

市街化調整区域と市街化区域の違いというのは、ご存知のように、法律上は開発を抑制する区域か市街化を促進する区域かということですが、実質、日本の法律制度がおかしいので、均一でいいと思いますし、従前も同じ率でしたから同じようにすると。住宅も地区計画で、これもご説明したように、従前は200平米になっていたのを今165平米にしました。調整区域であっても。だから、市街化区域か市街化調整区域かで率を変える必要はない。市街化区域で10%を例に引いて認めておられるんだったら、今の具体的な事業所については最大限それできちっと守っていただいたら環境は他市並みに守れるというふうに思っています。

それと、全協等のご説明、何回かしているんですが、聞いておられないんかと思うんですけども、野並議員のお住まいの地域も駅前の事業所も調整池なしで開発されているので、雨水幹線で今回カバーをしたということです。何回も私は申し上げていると思います。調整池はございません。

それと、事業所は拡張するために、具体的には農地を買いに行っていますけども、それは無理です。いろんな意味で。地権者も応じられておられない。かつ、県は固い。向かい側の田んぼを拡張したいという意欲はあります。買収を節約するわけではなくて、たちまち今のこのチャンスに拡大したいと、法律に基づく範囲内という要請の中で、市としてもこういうことで一緒にウインウインでやろうということとして、決して、事業所が自分ところの敷地内を壊して行って建てるということではなしに、今言ったような積極的な施策の中で、現時点ではこれでしかないということです。

いずれにしても10%をお認めいただいているんだったら、後半のご質問というのは成立しないのではないかなど。葉っぱが飛ばないようにとか、緑地の質については今回きちんとやります。

それともう一つ、環境保全協定の仕組みも変えるというのは、あらかじめ予告をします。ただ条例が変わらない限り、任意の方は変えられないので、今後、整合性をとって、制度整備を行っていく予定です。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長(橋 俊明君) 日程第3、議第103号から議第125号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他22件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第103号から議第125号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(橋 俊明君) 日程第4、発議第4号、野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に移ります。議案質疑通告書がお手元に配付した一覧表のとおり提出されておりますので、発言を許します。第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 皆さん、おはようございます。13番、工藤義明です。

私は、発議第4号、野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして発言をいたします。私たち議員は一般社員と違い、活動するにあたりましては、曜日及び時間等では縛られていません。この問題については基本的に区別ができていのでしょうか。ましてや、今回の発議、自ら立候補され、その私たちの任期は4年間であることや、報酬そのものについても十分理解された上で、この野洲市のため、力を尽くそうという決意をされているはずです。

そこで質問に移ります。まず1つ目、お互い新人議員として1年を経過したところですが、改正理由に記載されています活動に専念できる環境確保、また活動の対価にふさわしい報酬額を求めるとあります。なぜ、今の報酬で提案理由にあります活動環境はできないのでしょうか。これは提出者の東郷克己議員にお伺いしたいと思います。

次、2点目、平成31年1月1日と施行をなぜそんなに急がれるのか。本来、活動実績を積み、市民の方から議員活動に十分理解を得てからの提案というふうにすべきが本来の姿ではないかと思えます。

また、3点目といたしまして、現在の市民の皆さんの生活は非常に厳しい環境が続いております。国では安倍政権は来年10月より消費税8%を10%へ引き上げるとしています。また、今回、市からは都市計画税導入提案があります。このような中で市民の皆さんには負担がふえることばかりが予想されます。

今回、一気に5万円の引き上げ提案に対する市民感情をどのように捉えておられるので

しょうか。この2点目と3点目につきましては提出者の東郷克己議員と北村五十鈴議員にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） おはようございます。

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に対する工藤議員のご質問にお答えをいたします。

私へのご質問にお答えする前に、今回の発議に対する認識の違いについてご指摘をさせていただきます。今般の発議内容は長年の懸案となっているもので、累次にわたり議会改革推進特別委員会で調査検討を繰り返されてきた経緯がございます。

昨年秋の改選後の特別委員会におきましても、繰り返し協議し、去る11月13日の第4回委員会において、ようやく意見をまとめたところでございます。

本件の発議は、委員会を代表する立場、そして私自身の信念との両面から発議したものでございます。

さて、ご質問ですが、ご指摘の内容は平成26年1月の野洲市特別職報酬等審議会の答申に盛り込まれている文言です。特別職の報酬を客観的に審議する第三者委員会が出されたもので、この委員会のご指摘を尊重する思いから、一部の言葉をそのまま引用いたしました。

工藤議員のご指摘の他に重要と考える言葉は、市会議員は市民の代表として、その役割はますます高まり、市民の期待に応え、活動に専念などが挙げられます。

私は市会議員の責任について、選挙前に考えていたよりも格段に重いと痛感いたしております。この点から申し上げれば責任の対価としてふさわしい報酬の表現が妥当かもしれません。いずれにいたしましても、この重い職責を果たすためには相当な活動がどうしても必要であり、その対価にふさわしい報酬額を求めるものです。

2つ目のご質問については、冒頭申し上げましたとおり、長年にわたる懸案であり、今般にようやく議会改革推進特別委員会として意見をまとめたものです。急がれるとのご指摘は私にとっては実感を伴わない表現です。また、1つ目のご質問で述べました、負っている責任の対価としてふさわしい報酬との観点から申し上げますと、議員は議員となった瞬間からその責任を負っています。当選間もない議員も議員歴何十年という先輩議員も同じ報酬額であることも、議員報酬はそもそも責任の対価としての報酬という概念で成り立

っている証左であると言えます。

3つ目の質問にお答えいたします。市民生活は厳しい環境が続いてとのご指摘です。確かに景気回復の実感は市民目線では感じにくい面もございます。しかし、一方で、人の動き、ものの流れは確実に改善しております。また、客観的な国内経済状況のデータとして、国税庁の民間給与実態統計調査結果を見てみますと、最新のデータで平成28年度となりますが、所得税額、給与総額、正規雇用者数、さらに非正規雇用者数、全てにおいて平成25年から一貫して前年を上回っており、厳しさは改善傾向にあります。また、引き上げ提案に対する市民感情については厳しいご意見があると推察いたしますが、本件についてはどこまでも職責やそれを果たすにたる議員活動にふさわしい対価を求めるものであり、議会及び議員の役割についてご理解をいただけるよう、開かれた議会を目指し、議会改革を進めると共に、それぞれの議員活動を充実させることに尽きると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員、恐れ入ります。質問通告書には今3点質問出されておりますけども、2点目、3点目に北村議員にお尋ねしますということでございましたけども、質問通告書はあくまでも3点目だけになってございますね。

○13番（工藤義明君） そうです。

○議長（橋 俊明君） ということで、もう2点目は問わないということでご了承願います。

○13番（工藤義明君） 結構です。

○議長（橋 俊明君） それでは、北村議員、回答を願います。

○16番（北村五十鈴君） おはようございます。16番、北村五十鈴です。

それでは、工藤議員の私に対する質疑にお答えいたします。冒頭の安倍政権のくだりは、申しわけありませんが、市会議員の私がお答えできるものではありません。都市計画税導入についても今後いろんな議論が始まるものであると理解しております。

さて、お金は湯水のように湧いてこないのも、もちろん節税や行政改革は必要だと思っておりますが、市民の皆様には使い道をはっきりお示しして、十分議論した上でご負担をお願いしなければならないときもあると考えます。

最後の文末の5万の引き上げに対する市民感情をどう考えているかですが、それにはいろんな答えがあると思います。ですから、共産党さんに近い市民感情もあると思いますし、そうは考えない市民もおられると思います。現場を歩き、自治会を回っていたり、身近に

女性や主婦の方とお話をさせていただくと、違う声も聞こえてきます。こんな厳しいときだからこそ、野洲市の未来を委ねている議会の役割は大きく、市民の代表である私たち市会議員に対してもしっかり仕事をしてもらわないと困る、そんな厳しい声も多く聞かれました。

実際、私たち議員は年間200を超える執行部が提案してくる議案や事業にイエスを出すのかノーを出すのか、議員としての責任は重く、軽々な間違いは許されません。だから、野洲の未来を考えたとき、厳しい今だからこそ、しっかりしてほしいという市民も多くおられると思います。

そんな私たちの議員の報酬は、年齢、年数に関係なく同額で、税金と年金、保険を除けば手元には約20万弱しか残りません。そんな中での議員を志したくても、年金があるか、家業があるか、共働きでなければ立候補も悩むところで、家族の理解も得られないでしょう。副業しなければ自分の生活も成り立たない環境に置かれていて、先ほどの膨大な決断に十分な調査や現場を見ずに大切な採決ができるでしょうか。

志のある若者が仕事をやめ、キャリアを捨て、ふるさと愛のためだけに飛び込める世界でしょうか。報酬の金額で理念や活動が変わるものでは決してありません。今、野洲市は将来を左右する大きな事業が続きます。だからこそ、市民の議会に対する期待は大きく、今の野洲市議会に対しても厳しい目で議会改革を望んでおられる、それが市民感情であると思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、それぞれお答えをいただきました。確かにお二人が今発言された内容の中で、議員の報酬というものが決して他市に比べて高いということは今も思っておりませんし、資料でもそれは示されていました。しかしながら、今回の発議に関して、特に強く申し上げたいのは、今、市民の皆さんの環境が現在の議員報酬との絡みの中で非常に理解は得られないものの中にあると、この辺は強く申し上げたい。特に、皆さんの周りでも働いておられる方、通常のサラリーマンの方、また派遣にお勤めの方、さらには年金だけで生活されている方、こういった方が市民の皆さんが、市民、こういった方がたくさんおられます。

特にこの中でも、働いて賃金を得られる方の派遣、パート、こういった方々の賃金の引き上げという実態、これは私が特にここで申し上げることでもないかもしれませんが。しか

しながら、派遣、パートあたりは1時間当たり5円、10円の引き上げというのが現実に今行われているものです。こういった方が月々に手にする金額を考えたときに、今、提案があります議員報酬が5万円の引き上げ、これは過去の話から聞きますと、一時、5万円を引き下げた経過の中から元へ戻すという議論もあります。

しかし、一般市民の方から見ると、あくまでも一月当たり5万円という大きな金額が引き上げられると、この感情については、先ほど北村議員から発言はありましたけども、確かに市民の皆さんからは多様な意見があるかと思えます。ですけども、今日まで私もいろんな方々の意見を聞いて回りました。しかし、誰として、今の議員さんがすばらしいから報酬を引き上げるべきだということの声は正直言って聞きません。これは私が共産党議員ということとは関係ありません。これは一般市民の多くの方が感じられている内容です。

よって、市民感情を考えたときは、この条例については時期尚早というふうに私は考えております。

よって、この報酬提案につきましては、今のような国の施策、それから市の施策、これらを考えて、先ほど申しました内容とダブりますけども、一般市民の皆さんには負担が増すんです。この議員報酬引き上げによって、月当たりの増額、これは1,600万でしたか、1,800万でしたか、引き上げが行われるわけです。それを我慢してでも議員活動をしていく、こういうことが市民の皆さんに映れば、議員の活動に対しての理解、また市に対しての理解が深められていくというふうに思います。

それで、再度お聞きしたいんですが、ここまでの答弁の中に、あくまでも多様な意見があるということを言われますけども、本当にそれが市民の声だというふうに理解されているのか、再度質問をさせていただきます。答えはどなたかでも結構です。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員、どちらかを指名してくれますか。

○13番（工藤義明君） そうしましたら、北村議員にお願いをします。よろしく。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） お答えさせていただきます。先ほども申し述べましたとおり、いろんな考えがあると思いますので、工藤議員のおっしゃるように、そういう市民感情もあると思いますし、私どもが主張しております、そういう市民の方もおられると思いますので、そのように考えまして、今回は発議させていただきました。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） それでは、質問、最後になりますけども、今回のこの提案に関しましては、各議員さんのいろいろ話を聞きますと、ここに書かれていますように、賛成者の方も名を連ねておられます。今回は答弁を求めましたのは、東郷克己議員と北村五十鈴議員の提出者ということで、私、答弁を求めました。そこでこの通告書には記載しておりませんが、ここまでの私の質問に関しまして、他の議員の皆さんで何か発言したいということがおられましたら、ぜひ議長の方で発言を許していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 通常は答弁予定者はきちっと指名するものでございますけども、あえて、工藤議員の質疑に対する北村議員並びに東郷克己議員以外の方で発言できる方はよろしくお願ひしたいと思います。おられませんか。田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。9番、田中陽介です。

私もこの発議に賛成者として名前を連ねさせていただきました。私は今、34歳で3人子どもがおるわけでありましてけれども、やはりこれからの未来を考えていくときに、多様な人たちがこの議員という職責を担っていく必要があると思っております。その中でしっかりと生活をしていくことも必要ですし、先ほどおっしゃられたように、副業にずっと専念しているようでは、これからのいろんな難しい案件に対応することはやはりできない。

昔と違って、今は市独自に分権改革とも言われていますけど、決めないけないことがたくさんあるので、昔のように国から来たやつをただ通していればいいというような議会ではなくなっているというふうに感じています。

なので、やっぱり議員の働き方もそうですし、それに伴う報酬というのも当然考えていかなければいけない。その中で今回、35万円ということは、僕は妥当ではないかというふうに、金額が確実にこれが妥当かということはわかりませんが、少なくともこの35万円というのは市民の皆様にも認めていただけるものではないかと思っておりますということで発言させていただきます。

○議長（橋 俊明君） 他にございませんね。それでは質疑を終結します。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第5）

○議長（橋 俊明君） 日程第5、発議第4号、野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいま議題となっております発議第4号の議案は、会議規則第39条第1項の規定に

より、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(橋 俊明君) 請願第3号、療育(知的障がい)手帳の更新手続きの改善についてを議題といたします。今期定例会において受理した請願件数は1件で、既に配付いたしました請願文書表のとおりであります。ただいま議題となっております請願第3号の議案は会議規則第92条第1項の規定により、文教福祉常任委員会に付託いたします。

(日程第7)

○議長(橋 俊明君) 日程第7、これより一般質問を行います。一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。それでは、通告第1号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番(岩井智恵子君) 皆様、おはようございます。第6番、岩井智恵子でございます。今年も余すところ1カ月を切りました。この一般質問も今年最終となりまして、私、トップバッターということで多少上がりぎみでございますけれども、しっかり締めくくってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は、大きく2つ質問させていただきます。1つ目は、幼児教育・保育無償化について、あと、野洲市民病院整備事業について。大きく2つを質問させていただきます。

まず、無償化の対象となるサービスと課題といたしまして、順次、質問させていただきます。国の検討を経て、昨年12月に閣議決定され、来年10月から全面実施されます幼児教育・保育無償化についてお伺いをいたします。

人生100年時代を見据え、人づくりこそが時代を切り開く原動力として政府が掲げた人づくり改革の主たる内容が教育無償化であり、その無償化には幼児教育のみならず高等教育無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化などの施策が織り込まれています。夫婦共働きの生活が標準的になりつつある現状で、こうした家計の負担軽減措置は私たち市民にも大変うれしいニュースであります。

しかし、実際には、どのような恩恵が受けられるのか、今の制度がどう変わっていくのか、よくわからないのも現状でしょう。

そこで実際、来年10月からはどのようなサービスが、いわゆる恩恵が受けられ、制度はどのように変わるか教育部長にお伺いをいたします。

○議長(橋 俊明君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆様、おはようございます。

幼児教育の関係、私ども所管しておりますので、健康福祉部政策監の私の方からご答弁をさせていただきます。

それでは、岩井議員の幼児教育・保育無償化についての1点目の制度変更の内容についてのご質問にお答えします。

まず最初に、幼児教育・保育無償化の内容にかかります国からの通知につきましては、現段階においては平成30年9月26日付けの事務連絡の「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料等の送付について」のみとなっております。

したがいまして、この事務連絡に基づき概要の方を説明させていただきます。まず、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化される計画となっております。また、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額2万5,700円を上限として無償化になる予定でございます。なお、通園送迎費、食材料費、行事費などの実費徴収分につきましては、無償化の対象外となります。

また、ゼロ歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化の計画となっております。

無償化の対象となる施設やサービスにつきましては、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業なども同様に無償化の対象となる予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 障がい児通園施設や認可外施設・幼稚園の預かり保育についても同様にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、岩井議員の2点目の障がい児通園施設や認可外施設・幼稚園の預かり保育についてのご質問にお答えします。

先ほどの回答と同様に、国からの事務連絡に基づき、説明の方をさせていただきますと、就学前の就学児の発達支援施設であります「障がい児通園施設」につきましては、3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化される計画となっております。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と当該障がい児通園施設の両方を利用される場合には、両方が無償化となる予定でございます。なお、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯については、

既に無償となっているところがございます。

次に、認可外保育施設につきましては、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象に、認可保育所における利用料の全国平均額、月額3万7,000円までが無償化される計画となっております。また、ゼロ歳から2歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4万2,000円まで利用料が無償化される計画となっております。

なお、対象となる施設及びサービスは、一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等となります。

幼稚園の預かり保育につきましては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合において、幼稚園利用料の無償化、上限が月額2万5,700円に加えまして、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額月額3万7,000円と、幼稚園の利用料の無償化の上限額との差額であります最大月1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化される計画となっております。

なお、この無償化の制度を本市に当てはめると、現行の保育料は無償となるものの、恒常の預かり保育の利用料が1万2,000円の設定をしておりますので、そのことから、先ほどの1万1,300円の差の700円の負担が生じることになっております。こうした制度設計の中で、全国平均額を用いた国の制度設計においては、現実的に無償化とならない市町が発生することになっております。

答弁は以上でございます。今の私の答弁の中で冒頭、就学前の障がい児の発達支援施設というところを就学児と答弁しましたので、就学前の障がい児の発達支援ということで訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま、国の事務連絡ということですか、まだ今実施はされておられないので、そういうことだと思いますけれども、ちなみにこの保育園、幼児教育の規定ですけれども、例えば両親が働いておられることが条件であるとか、そういう条件については他にありますか。基本的なことやと思うんですけど。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今、おっしゃっているのは、この無償化になるにあたってのお話ですね。

○6番（岩井智恵子君） はい。無償化になる、ならないよりも保育園これ全部認められるわけではないと思うんです。児童を受け入れるということは家にいて、家族もたくさんおられる中では受け入れはないと思うんですけど、今までとはそれは変わらないですか、受け入れの中身は。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 入園に関する条件については変更はございません。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 同時期に消費税が8%から10%に増税され、その増収分のうち約8,000億円を充てて、幼児教育・保育無償化を行うとされていますが、実際、財政に増収が反映されるのは2020年となっており、前倒しを進めてでも幼児教育・保育無償化に踏み切るのには、政府の増税への理解度アップと景気の影響を抑えたい狙いが見えてきます。しかし、実施まであと10カ月足らず、本市においてもさまざまな問題、あるいは課題が生じると考えます。

そこで、次の質問をいたします。野洲市の現在の待機児童の状況と無償化の影響で幼・保育園の申し込みが増加すると予想されますが、各幼・保育園の受け入れ体制など、課題について市長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 幼児教育・保育の無償化に伴う課題についてのご質問にお答えします。

まず、待機児童者数ですけれども、本年10月1日時点で34名です。内訳は、ゼロ歳児が14名、1歳児が9名、2歳児が11名、3歳児以上では待機は発生していません。

こうした低年齢児における待機児童の状況は、児童そのものがふえているというよりは、共働き所帯の増加や、離婚等により経済的にも保育を必要とする所帯の増加など、社会・経済的な構造を背景にした保育のニーズの増加によるものです。こうした保育ニーズの増加から、野洲市では民間保育園の施設整備にも用地を提供したり、補助金を出したりしていますし、公立保育園も責任を持って、二、三年に1園整備するというところで、施設整備を行いましたけれども、保育士の確保が追いつかないという状況です。

また、国が設計しています無償化によって、今後どうなるかということですが、本市では、3歳児から5歳児までの就園率が、幼稚園ですね、おおむね98%程度であることから、幼稚園部から保育園部への移動が考えられます。ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税所帯の利用料が、現行の上限月額、2,200円が全て無償となることから、利

用者が増加することが推測されます。

このことから、年齢に関わらず、保育園のニーズがより高まり、保育施設があるにも関わらず、保育士が追いつかない状況が一層深刻化することや、強いては現在の保育士等への過重な労働へとつながるおそれもあることなど、保育の受け入れ等においても混乱が予想されます。

また、ゼロ歳児から2歳児までだけでなく、3歳児以上においても待機児童が発生する可能性があり、無償化の恩恵を受けられる保護者と受けられない保護者において公平性が欠く結果となることが懸念されます。

こうした多くの課題は、昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」以前から、容易に予測できたことであり、また、現時点においても、そうした課題に対して、国から何ら具体的な解決策が示されていない上に、無償化にかかる詳細な制度設計すら、提示されていない状況です。こうした状況下において、保護者はもとより、市町の保育の現場、あるいは市全体の現場が大変混乱をしております。

国の会議でも各省庁の幹部に私は直接言いましたけども、夏ですけども、9月、10月から来年の保育園、幼稚園の受付が始まるのに、7月、8月でも決まっていなかった。既に受付が終わっているのに、来年の10月から無償化しますと言いながら、誰にどういう条件でどういう無償化になるのか決まっていないと。これはもう何か国が存在していないような、異常な状態なんですけども、こういった状況、なぜわざわざ来さないといけないのかという、今、申し上げましたように課題はたくさんあります。

誰が制度設計しているのかわからない状態で、今、国が動いているという状態で、船頭あってエンジンなし。船頭さんだけが頑張ってますけども、お一人、という状態になっております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 今、市長から次の質問も何か一緒に回答をいただいたようなので、よろしいですか。順番に行きます。

また、保育のニーズへの対応や保育の質の低下、及びそれに平行して、保育資格など、今ちょっと人材不足を言われましたので、ここは結構ですけれども、そういった質の低下、そこらについてはどのようにお考えかお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、大きな問題は財源の問題があるんですけど、一番心配して

いるのは質の低下の問題です。

1つは、今ある認可保育園、特に保育の現場が課題だと思うんですけど、認可保育園であっても保育士が足りない中に無償化ということでニーズがふえますから、当然、先ほど申し上げたような過重な労働負担、あるいはサービスの低下が起こります。

それともう一つは、当初、想定されてなかった無認可、ベビーホテル、ベビーシッターといった認可外も無償化しようということになって大混乱です。最初、国は無認可は対象にしないと言っていたんですが、当然、一番の負担がかかっているのは無認可に預けている方なわけですね。二重で負担がかかっているわけです。保育所が利用できない、一切公費の入っていない高い保育サービスを受けなければいけない。基準がないので安全が保たれていない。こういった課題の方をどうするかという問題が当然出てくるのに、国はそこは制度設計をしていませんでした。

でも、世論に押されて、世論というか、当たり前ですね、一番負担の高い人も無償化しようということになりましたから、そうすると、無認可にも普通に預けるということになりました。なりましたが、どういう問題が起こってくるかといいますと、無認可は今県と政令市は接点を持っていますが、野洲市もそうですね、一般の市町は接点を持っていません。

そうすると、補助金を出すのに、接点を持っていないということでは責任が持てないということで、今、報道されていますように、私たちの情報は全部報道なんですけど、今は、報道されていますように、無認可にも指導基準を入れようということですし、直近の情報では、お読みいただいていると思いますけども、各市町の条例によって無償化できる無認可保育園かどうかというのを線が引けるということになりました。

何が次、起こってくるかといいますと、無認可はよくも悪くもボランティア的にやっておられるところと、受け皿として事業として成り立つからやっておられるわけです。そこに管理監督が入り出したら、そんな厳しいんだったらやってられないということになって、無認可の崩壊が起こって受けられない。あるいは、条例で線引きがされると、結局、無償にならない無認可が一層厳しい条件で存続するということになるという問題がもう当然予想されます。

ですから、今回の無償化は今年の選挙で公約になっているんですけど、無償という言葉だけが一人歩きをして、無償の意味がわかってなかったことはどんどん明らかになっています。

先ほど、政策監が答えましたように、一切ゼロにはできないはずなんです。結果的に給食費はいただかないといけない。細かい問題でいきますと、無認可のところの給食費はどなたがいただきに行くのか、滞納になった場合はどうするのかという、いっぱい実務的な問題が起こってきて、まだまだ収束ができない状態です。

来週の月曜日に全国市長会、役員会を開く予定で、招集がかかっているんですけど、ちょっと私行けませんけども、そこでどういう問題がどういうふうに解決されるのか、それを待たないといけないと思っています。

国はお金さえ出したらいいと思っていますから、1,000億円妥協したとかなってしまいますけども、むしろのお金の問題も大変ですが、今、申し上げたように、保育の崩壊が起こるのではないかなというふうに心配をしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま、市長の方から無認可の保育園ですか、接点を持ってない、あるいは線引きされると、保育園がなくなってしまうような、こういうまだまだいっぱい問題があるということを指摘されておられます。でも、あと10カ月余りのこんな状態の中で、本当に政府と地方がなかなか折り合いがあってないというか、平行線のままだということもお聞きしていますので、本当に私も質問をやりにくいんですけども、応えられる範囲でまたこれからもお願いします。

幾ら施設にあきが生じて、やはり保育士などが不足しておりますと、園としては子どもたちを受け入れられない、園児や待機児童の受け入れはこれからますます困難となります。

11月8日の京都新聞に記載されましたけれども、待機児童が4月1日時点で厚労省定義22名、隠れ待機児というのが野洲市の場合50名というふうに含まれると、72名だと記載されました。政府としては保育士の賃上げなどで対応していく姿勢を見せているとのことなんですけれども、人材確保は先ほども言われておりますように、そんなに容易なことではないと思います。

先日も保育園の方に行きまして、いろいろ園長先生にも聞いてまいりました。隠れ待機児というのは確かにありますと、仕事をとるか、仕事を先を決めるのか、先に保育所の方を確定するのか。仕事はいっぱいあると。でも、保育園が断られる状態で受け入れをしてもらえない。そういう中でまだまだそこが解消されていないという現実も知りました。

それで、保育園のある先生は、預かり保育の場合でも、8時までやっていますと。幼稚園の場合で7時で切り上げられると、同じきょうだいを例えば同じ保育所に預けたくても、片方では8時までやってもらえるけど、片方では7時。でも、こっちはいっぱいだし、受け入れができないとか、いろんな問題もあって、そこらの調整もしてもらえればありがたいなという意見も聞かれましたけれども、なかなかこれは課題が多いことではないかなと思います。隠れ待機児についてはどういったお考えをお持ちでしょうか、市長。これはもともとと言ってないんですけれども、お考えがあればお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、隠れ待機児という言い方がいいかなんですが、先ほど、何か変なご質問されましたけども、幼稚園は就労要件はないわけですから、これは教育機関ですから。幼児教育というのは幼稚園のことを言っているわけです。保育園は就労要件があって、これは就労支援という位置づけです。

ただ、今、保育園の制度も変わって、教育が入っていますから、実際は一緒なので野洲市はこども園、そして、1つ屋根で整備をしているわけです。昔は保育園は就労支援で、親のためのサービスだったんですね。幼稚園は子どもの成長教育のためと。今は実際一緒です。

なぜ、預けられないかというのと、隠れというのはどこから生じているかというのと、保育園の就労要件は満たしておられるんですが、いわゆる枠がないので入れない。かといって、無認可には預けたくない。仕方がないから何とか相互に行くか、やりくりしてやっておられるのが待機ですから、当然、そこを定員をふやして行って解決をしないといけないわけです。こういうことだから、今野洲市は今度三上保育園を定員ふやしますし、順番にやってきている。

ですから、今、保育の課題というのは何かというのと、無償化することと全く違うわけです。おなかすいているのでご飯を用意しんと駄目なのに、走っているようなもんですよ。休憩して、ご飯を用意しておなかを満たさないといけないのに、まだまだ走ろうとしている。だから、全く政策の踏み違いなのです。だから、隠れ待機の方を対応しようと思うと、今言ったように施設をふやす、人を確保する。

もう一つは、先ほどのお答えで言いましたように、景気が悪いからこうなっているんです。本当だったら、家で子どもさんを育てたいと思っておられる家庭でもどちらかと、あるいは両方とも働かないといけない。こういう社会、経済の問題です。それを放っておい

て、受け皿だけをふやすという政策では対応できません。

それと、保育士さん、この間も専門家が言っていましたけども、高齢化のケアをする人がどんどんないのに、今、報酬格差がどんどん広がってきています。保育士さんが取り合いになっているので、野洲市も上げていますけども。じゃ、高齢者のケアをする方の処遇がどうなるのか。ですから、国は1人の方が全てを見ているはずなのに、全く保育にだけ、ブレーキを踏むときにアクセルを踏んでしまって、大混乱を起こしているという政策の全く踏み違いではないかなと思います。

ですから、隠れ待機の方を救済する政策をやらんといかんのに、いきなり無料化しましたから。どこへ出ていくかという、無認可に行く。無認可も制限を加えるから、無認可がなくなる。全く負の連鎖のサイクルが今回っている状況かなと思います。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 全く市長が言われるように、私もこれは無料化だけが駆け回って行って、お母さんや家族の方たちも無償化でまず飛びついたりするけれども、本当はそうじゃないと、たくさん問題、現に無償化以前の問題でたくさんどうにもならない問題を抱えているのに、そっちばかりが先行するようなことでは、私ももっともっと混乱があるんじゃないかと懸念しております。

さて、子育て世帯の暮らしを支援し、負担軽減は喜ばしいことですが、手放しで喜んでばかりはいられないのではないのでしょうか。少子高齢化を背景に、出生率アップや女性の社会活躍のバックアップとしてさまざまな施策が進んでいますが、社会の意識改革とあわせて課題も多いところでございます。教育の環境を万全にしたい、貧困の連鎖を断ち切りたい、手を差し伸べたい家庭に支援が行き届くことは願ってもない制度であります。一方では、親あるいは保護者が子ども教育のために働き、何とか家計から養育費を充てることを一生懸命してまいりました。こんな営みも大切ではないかと私は考えています。子どもは親の背を見て育つ、あるいは満たされなかった分、夢や実現に向かって歩いていくなど、しっかりとした精神を養うことも意味深いことだと考えております。

最後になりますが、幼児教育・保育無償化決定で真に子育て世帯の暮らしを支える一方で、教育や保育に求めるものは何か。女性が社会で活躍する、これも大きな要因であり、喜ばしいことですが、やはり幼・保育児教育は子どもを育てていく過程で最も重要かつ貴重な時期であり、親や保護者は仕事に任せて保育園など教育機関に頼り切りになりすぎないよう、本分をわきまえ、バランスをとっていく必要があると私は思っております。

このような考えは、ちょっと無償化とは筋が外れているかもしれませんが、教育長の教育に求めるものは何かについてお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、岩井議員の6点目の幼児教育・保育無償化と幼稚園などの教育機関とのバランスについてのご質問にお答えいたします。

子育て支援につきましては、平成26年7月、内閣府より示されました指針がございます。そこによりますと、父母その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本認識を前提としています。

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識でございます。もちろん、父母共が協力して子育てするという男女共同参画社会の側面もこの前提に入っております。

その上で、子育てとは本来子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々、成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであると、私は考えております。

こうしたことから、子ども子育て支援とは保護者の保育を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、園や教育機関、あるいは地域や社会が保護者に寄り添い、支援することが大切であると捉えております。

そして、子育てに対する負担や不安、孤立化を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま、教育長の本当に素晴らしいお言葉を聞いて、ほっとしておりますけれども、やはり、保護者の肩代わり、教育の肩代わりをする機関ではない、それをも本当にそのとおりだと思うんです。出発点はやっぱり家庭にあると、私も思っております。私自身も4歳でお母さんを亡くして、父親だけに育てられておりますので、いかに愛情を持って育ててもらえるというのは大事かというのを痛感しておりますし、その経験が今私もよかったかなという面もあります。本当にお金がただになるから預ける、そして親の本来しなくてはならないことを放棄してまでも、何ていうのかな、軽い気持ちで

されては困るんです。この税金もやはり血税であります。皆さんから尊いお金の増税分がありますので、やはりこういうことも1回家族で話し合っしてほしいなと思うぐらいなんですけれども、家庭について今一度振り返って、皆さんも親ですね、保護者も本当に子どもたちの成長を限りなく楽しみにしていただきたいし、自分の本分をきちっとわきまえてほしいなと思います。

以上でございます。

それでは、次。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員、申しわけございません。質問の途中ではございますが、日程の関係で、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） それでは、大きな2題目。野洲市民病院整備事業の進捗状況と今後の課題について質問をいたします。

今度の野洲市民病院は、今どうなっているの、生きているうちに早うつくってやなどともまちの声が。一方、野洲駅前建設に反対をされている声も。それでも建設予定地を目の当たりに見ますと、野洲駅前南口、北口の整備がほぼ完成する中、いよいよ野洲市立病院整備事業の期待が高まってまいります。

ちょうど1年余り前、私は野洲市民病院整備事業について一般質問をしましたが、再度、照らし合わせながら質問をしたいと思います。今現在、現野洲病院の来年7月の野洲市民病院に向け、事務職、看護師、医療技術職、全14職種、合計187名、募集は234名でしたが、採用の内定を終え、満たなかった職種は再度募集他と報告が先日ありました。同時に課題も挙げられていますので、対策を講じられていくものと思いますが、開院に向けて人事に関してはどのようになっているのかお伺いを政策調整部の部長にお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、岩井議員の野洲市民病院整備事業の進捗状況と今後の課題についての、いわゆる職員採用に関する質問についてお答えをさせていただきます。

来年7月の野洲市民病院開院に向けまして、募集人員に満たなかった職種のうち、事務

職、看護師及び看護助手につきまして現在再募集を行っているところでございます。野洲病院からの相談と提案を受けまして、事務職におきましては、一般公募とは分離いたしまして、現野洲病院勤務者を対象に採用試験を行うこととしており、このような対策を講じた上で、職員採用を適切に進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは、事務職、それから看護職、看護助手の再募集をされるということで、また事務職は分離をして、現野洲病院の職員さんからもう一度ということですね。そういうことでされるということですが、やはり人間性、もちろん事務の遂行はもとより、明るく、今度の病院が本当に来やすいな、いい病院やなと思われるような人材もぜひお願いしたいと思います。

さて、新野洲市民病院は現在構造設計が行われ、建築確認申請される段階と思われませんが、工事着工までのスケジュールや工事等に関して質問をいたします。政策調整部長、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 工事着工までのスケジュールと今後の工事等に関してのご質問でございます。

実施設計業務につきましては、現在、構造関係の申請手続に入っているところでございます。平面計画、仕様の再検証、あるいはスタッフや患者等の動線、そういった医療機器のレイアウトなどの検証などを、そういったことで詳細な検討、調整に今時間を要しているところでございます。

そういったことから、ホームページに公開しております平成30年7月時点の工程よりも3ヶ月程度の遅れが生じているところでございます。

今後、工程回復に努めますが、申請手続にも一定期間を要するため、実施設計業務の履行期間の延長など、事業スケジュールの見直しも考えているところでございます。

なお、ご質問の工事着工までのスケジュールですが、建築確認申請にかかる手続が整い、設計業務が完了した後に、速やかに工事発注の手続に取りかかる予定でございます。

なお、12月7日に開催されます野洲市民病院整備事業特別委員会におきまして、詳細な説明をさせていただきます。

失礼しました。12月17日開催ということでよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） スタッフ、医療機器の調整もあり、また申請中ということなんですけれども、今、3カ月の遅れを出しておられるそうですけれども、これは開院に向けては差し支えはないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほど申しましたように、工程回復に現在努めておりますが、申請手続きでございますので、相手さんのいわゆる確認を要するために、ちょっと時期等についてはまだ不確定な要素がございます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 不確定要素はあるものの、ほぼほぼ順調に行っているんじゃないかとお察しいたします。

次に、建築単価ですが、1年余り前の私の一般質問の答弁では、最終的に基本設計では100億6,000万円となった理由として、基本的には用地費用や駐車場費などは当初から未定ということで含んでいなかったことや、最大限収支に見合う機能向上、近年の全国での頻発する災害状況、また建築動向を見た免震構造の安全確保などによって、36万円から40万円の平米価格になったとの返答でしたが、ここへ来て、来年10月から消費税8%から10%へのアップ、またオリンピック開催に向けた建築材料費等の高騰など明白であります。無論、消費税の増額やオリンピック開催は周知のことであり、想定内だと思いますが、交付金の関係で算定基準もある中、予算に対し、厳しい状況下ではないでしょうか。そうかといって、天井知らずとはいきません。

その後の建築整備費について市長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の新病院の建設費に関してのご質問にお答えをいたします。

直近、公表しました施設整備費、平成29年6月策定の基本設計における金額であります。今、ご質問で振られました100億何がしというのは、これは土地代とか機器代が入っていますので、建築でいえば、病院の建物、病院棟、そして立体駐車場及び連絡通路ですが、その当時、きちっと積算して申し上げたのが約72億9,000万円でした。現在、実施設計最終段階近いですが、そこで試算しましたところ、約79億3,000万円と見込まれます。

昨年6月の時点から見て、約6億4,000万円の増額見込みとなります。この原因は今ご指摘がありました消費税2%分の値上げと、あと、これも世間で言われていますように、近年の建設費の異常な高騰、異常過ぎるかなと思っているんですが、異常な高騰です。

建設費の高騰は、資材価格の値上がり、そして労働者の不足による賃金の上昇、それと今建設現場で土・日休みという、国が指導していますので、実質的にその分でも上がりますので、それが原因で上がってくるということで、今の試算をしております。

また、具体的には、先ほど部長が申し上げましたように、予定されております特別委員会でもう少し詳細は説明させていただくつもりです。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは6億4,000万円ほど、逆ですが、増額であるということ、資材、労働力不足、あるいは土・日休みになった労働力の関係で遅れもありますし、お金も上がっているということなんですけれども、今度、17日の日に詳細は説明していただけるものと思っております。

先日も、野洲駅前界限の方から、野洲病院建設は反対していないが、駅前には反対だと言われました。意見を交わす場がなかったので、いろいろ話はできませんでしたが、なかなかご理解いただけていないのが残念でした。

ところで、野洲病院の立地場所については、まず市民にとって便利であること、次に医師をはじめ、看護師、医療スタッフ、病院勤務の関係者にも同様であり、より通勤費など経費も節約ができるなど、また経営という面からも市の中心部、野洲駅周辺でないと、年間9億から10億と見込んでいる外来の収益が高まらないなど、以前から説明されていますが、市民の理解も人それぞれです。どうしても説明不足であれば補っていくべきと考えます。

しかし、この問題は頭から反対の方もおられる中で、全ての市民のご理解をいただくことは無理までも、特に駅前周辺の市民には建設的な話し合いの場は今後においても必要だと考えます。

市議会といたしましても、年明けに駅前の皆様と懇談を予定していますが、執行部としての今後の予定を市長にお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の整備に関して、市民の皆さんのご理解は必要というか、一番重要なことだと思っています。もともと病院問題が出てきた段階から全てオープンにし

て、この約7年間、私も市民も、そして議員の皆様もさまざまな場で市民の皆さんとの話し合いの場を持ってきていただきました。

特に、今年になってからは、出前講座をして、職員が出向いて、いろんな地域で皆さん方とお話をしています。

具体的に言えば、8月に桜生老人クラブ、9月に南桜老人クラブ、妙光寺なごみサロン、今月に長島老人クラブから依頼がありまして、職員が出向きまして、自治会館で病院事業の説明会と皆さんとの話し合い、意見交換を持っています。私もいろんなところで、場を設けていただいて、話し合いを持っています。これからも同様の対応です。

また、建設予定地であります駅前自治会に対しましても、今年2月3日に自治会員と懇談会を市と自治会で共催で持ちました。3月に自治会において開催された勉強会へも参加をしていますし、5月及び10月には、自治会役員との懇談を職員が行って、状況報告、意見交換等を行っています。

このように、従前どおり、話し合いの場を持っていきたいと考えています。

駅前での立地というのは、これは今もふれていただきましたように、専門家、市民代表を入れての話し合いの中で、病院が要るか要らないか、必要だ、いや、必要だけでも、病院が可能かどうかという中で、駅前の土地だったら経営が可能だということから、説明できていますので、ここまで来ている中で病院は必要だけでも駅前は困るという論理は残念ながらも通用しない。だから、病院は必要だけでも駅前は困るという考えはわからないでもないですし、そういうご意見もありますが、結論として言えば、病院は要らないというのと全く同じ論理にならざるを得ないかなというふうに思っています。

これからも最大限、市民の皆様、近隣の皆さんとの話し合いの場を持っていきますが、ここまで来た段階では、駅前にいい病院をきちっと整備をして、そして皆さん方がその受益を受けていただいて、駅前にあってよかったなという実感を感じていただくことによって、納得いただくということも必要かなというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 市長も言われたように、全てをくんで事を運び、出前講座、あるいは職員が出向いて各自治会にも足を運んでいるということで、決してやっておられないわけではないので、といっても、そういう場に出ない方が逆にこういう病院は賛成やけども、あの場所ではなとか無理解なことをおっしゃる方は出ておられる回数が少ないんじゃないかなという懸念もございます。

野洲市民病院建設への期待は今後ますます高まってまいります。駅前という立地場所についても近隣の市町村はその市町村にはその例がなく、まちの賑わいもしかり、多くの市民や近隣の市民の関心や期待も高いところでもあります。そうした期待を担って、野洲市ならではの市民病院であってほしいと私も願っております。

そして、私たち議員も共にしっかりと地に足をつけ、市民の命と健康を守るための仕事を果たしてまいりたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第2号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは3項目にわたって質問をさせていただきます。ハードでなくてソフトな部分で質問させていただきます。

まずはじめに、ヘルプマークの普及、啓発についてであります。ヘルプマークの普及、啓発についてお尋ねをいたします。ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークであります。

また、マーク全体の色である赤はヘルプイコール普通の状態ではないことを発信するものです。ハートのイラストには相手にヘルプする気持ちを持っていただく意味もあります。シンボルマークで市民の人々が直感的に理解し、すぐに行動に結びつけられることを意図しています。

障がいがある方などが社会参加をする上での物理的、精神的な障壁を取り除くバリアフリーは1980年代から進展いたしました。人々の意識は徐々に変化してきましたが、目に見えない障がいについてはなかなか率先した行動につながりませんでした。

昨年4月から、県はヘルプマークの配布を始めました。本市においても希望者が直接入手したりされているとお聞きしました。所持された方からはバッグにつけて持ち歩くようにしていますが、このヘルプマークを携帯しているだけで外出する際にはとても安心です、また、いざというときに周りの人に勇気を出して助けを求めたりできます等々、たくさんの方から喜びの声が届けられているとお聞きしています。

しかし、反面、ヘルプマークをつけておられる内部障がいのある方から、電車の優先座席に座っていたら、変な目で見られたとか、ヘルプマークの存在を知っている健常者の方

から周りの人たちが認識しないと意味がない、もっと周知を図るべきだとのお声もたくさんいただきました。

一昨年4月に、障がい者差別解消法が施行されました。重要な目的の1つがこれまで見過ごされてきた障がいのある方の状況を周知し、認識を深めることです。そして、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らせる社会を目指しています。ヘルプマークの目的はまさにここにあります。お互いに支え、支えられる真の意味での共生社会の実現へ向けて、ヘルプマークの普及、啓発は大変重要な役割を担うと考えます。

また、昨年7月にはこのヘルプマークが日本工業規格J I Sに加わりました。経済産業省や厚生労働省のホームページでも紹介されています。一部抜粋ですが、厚生労働省のホームページには、平成29年7月20日に経済産業省において2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、またさらに先日、2025年には大阪万博が開催決定されました。日本人だけでなく外国人観光客にもわかりやすい案内を図記号とすることを目的に、案内用図記号の規格が見直され、その中にヘルプマークが追加されました。配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後、ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車、バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。東京オリンピックを機に、国内だけでなく海外の方にも広く知ってもらうための大きな一歩であります。

そこでお尋ねいたします。今後、ヘルプマークの利用者がふえると予想されますが、本市での推測する対象人数と現在までの普及状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のヘルプマークの普及、啓発についてのご質問にお答えいたします。まず、本市で推測する対象人数と現在までの普及状況につきましては、ヘルプマークの配布の対象となる方のご質問のとおり、外見ではわからない方ございまして、障害者手帳の有無に関わらず難病や内部障がいのある方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、援助や配慮が必要とされている方ですので、客観的に把握できない方がいらっしゃることから、推測の対象人数につきましては持ち合わせておりません。

ただし、参考に申し上げますと、平成30年4月1日現在で、本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者、難病登録者、母子手帳発行数を合わせます

と、延べ人数で2,901人でございます。なお、これらの手帳を重複してお持ちの方がいらっしゃるということで、実人数ではないということと、外見でわかる方も含まれているということを念のため申し上げておきます。

次に、2点目の現在までの普及状況につきましては、本市では、ヘルプマークの配布は、先ほどもご質問の中に、県が始めた期日が平成29年4月とおっしゃいましたが、同時の平成29年4月から始めたところでございます。29年度は41個を、本年度は10月末までで既に57個を配布しております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 続けて、また今後の普及に向けてどのようにお考えかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 続いて、今後の普及に向けての考え方につきまして、ご説明を申し上げます。

ご質問のとおり、平成29年7月に経済産業省において、東京オリンピック・パラリンピックに向け、国内外を問わず、よりわかりやすい案内用図記号として、J I Sの案内用図記号、ピクトグラムとも呼んでおりますが、これに追加されたことを受け、オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今後、ますます普及、啓発が進むと予想されることから、本市も県と連携しながら、今後も継続して広報などにより、普及、啓発に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 続けて、このヘルプマークは本人が所持するかしないかは自由であります。しかし、ヘルプマークの普及促進に努めていくことは本人や家族、支援する人の安心につながると同時に、広く市民の皆さんに知っていただかなくては意味がありません。

なお、一層の普及、啓発に努めていただきたいと思いますと思いますが、本市ではどのような場所に掲示されているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、ポスター、チラシ類の掲示場所のご質問にお答えいたします。現在、市役所、市役所は北部合同庁舎も含まれますけども、健康福祉セ

ンター、発達支援センター、図書館、東消防署は事務室になりますが、ここはなぜ事務室かと申しますと、救急搬送業務等がありますので、職員への周知のために掲示をさせていただいております。その他、人権センター、なかよし交流館などの公共施設等に掲示しております。また、ホームページでもお知らせしており、普及、啓発に努めておるところでございます。

また、県下では、滋賀県と企業との包括連携協定によりまして、市内では大型量販店のイオンビック、及び平和堂にポスターを掲示いただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） そのポスター以外で、普及、啓発に向けて、どのような方法がとられていって、今後、どのように進めていくかも伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、続いてのポスター以外の普及、啓発の方法と今後の進め方でございますが、引き続き、ポスターの掲示、チラシの配布、ホームページへの掲載の他、今後は、今日まで広報等は余りしておりませんので、広報への掲載につきましても取り組んでまいり、障がい問題につきましては定期的に障がいに関する記事を掲載しておりますので、その中に組み入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひ、広報にも掲載をお願いしたいと思います。あと、市内を巡回しているコミュニティバス等には掲示されているかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、コミュニティバスへの掲示の件につきましてお答えをさせていただきます。

現在、コミュニティバスにはポスターやチラシは掲示いたしておりません。掲示するとなりますと、このマークそのものが現在東京都の登録商標のマークとなっております。今手元にチラシがあるんですが、滋賀県のチラシです。商標登録されているということは著作権があるということですので、これをつくるにあたっては、東京都の方に申請を上げて、承認をいただいてこれがつくられております。

県の方もマークそのものもつくって配布しておるんですが、この大きさの規格もありま

して、マークと余白の割合も決まっています。材質も決まっています。これを180度に折ったら、損傷が出ないようにとか、細かいそういった商標登録上の規格がありますので、コミバスに張ろうとしますと、このマークそのものを縦横同じ割合で拡大縮小することはいいんですが、縦だけ拡大するとか、横だけ拡大するとかは駄目で、このマークと、あとこれが何のマークかいうのをお知らせする説明文が要りますので、説明文を書き込もうとすると、一定の紙面、スペースが要ります。

また、不特定多数の方が乗られますので、例えば老眼鏡をおかけ、文字を読むときにかけておられる方が、それを持ってなくてバスに乗ったときは裸眼で読むことができるサイズの文字にする必要があるということから、一定の大きさが要ります。

そうなりますと、現在、ワゴンタイプのバスですと、そういった十分なスペース、こういったA4サイズでもなかなか張るといことが困難な状況ということがありますので、そのことよりもコミバスにつきましては、運転手の丁寧な対応するように、運転手への周知、啓発を図っていくことの方が、著作権の関係がありまして、今、たちまちすぐに対応できるということができませんので、また単独でつくるといことになる、うちの方が東京都に申請して承認をもらってという大変手間のかかることですので、今言うてすぐにはできるというものでもありませんので、コミバスについては、たちまちは運転手への対応の方の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。私も電車はよく乗ったりもするんですけども、野洲駅から乗ったときとか、ほとんどヘルプマークをつけておられる方というのは見かけないんですけども、先ほど答弁していただいた57個の方、57名の方が持っているんですけども、利用されているかどうかというのも疑問というか、わからないんですけど、また対象者が約209名おられるということですけども、これからまた認知症の方もそうですけども、そういう見た目ではわからない障がい者ということですから、その方々が利用しやすい環境づくりというのをしていけないと思いません。

ですから、ぜひとも、そういう広報とか、電車の、そういう野洲駅の方をお願いして、電車の構内でも1枚張っていただけるようなことはしていただけるかどうか、もしお答えできたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ただいまのご質問につきましては、また内部の方と、県内の他市町とも情報交換しながら検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私としましては、まだまだそういうポスターというか、コミバスでももし張っていただけるのであれば、「これ、なあに」という、そういう声というか、これは何のマークという、まだまだ知らない方がいらっしゃるので、その知らない方たちへの認知を周知、普及、啓発をしていただけるようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、2項目目のSDGsの実現について質問したいと思います。SDGsは世界が2016年から2030年までに達成すべき、17の環境や開発に関する国際目標であります。日本では持続可能な開発目標と訳されます。2015年9月の国連持続可能な開発サミットで世界193カ国が合意し、2015年に達成期限を迎えたミレニアム開発目標MDGsの後継として採択されました。

地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むための世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体だけでなく、民間企業や個人などにも共通した目標であります。

発効は2016年1月、「だれひとり取り残さない」をスローガンに、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など、17の目標と各目標を実現するための169のターゲットからなる。

MDGsが途上国の貧困、飢餓の撲滅や教育の確保に主眼を置いていたのに対し、SDGsは全ての国、地域を対象とし、MDGsの目標に加えて、経済危機、気候変動、伝染病、難民や紛争などへの対処に力点を置いている。目標には法的拘束力はなく、達成状況を図る方法も各国に任されています。

繰り返しますが、2015年9月、国連で採択されたSDGs、持続可能な開発目標は「だれひとり取り残さない」との理念を掲げ、貧困のない持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指し、2030年までに達成する17の目標、169のターゲット、230の指標を示し、既に世界規模で取り組みが始まりました。

「だれひとり取り残さない」との理念は、公明党が長年掲げてきた生命・生活・生存を最大尊重する人間主義の理念と合致いたします。SDGsが国際社会のすみずみまで浸透するよう、強力に推進していく必要があると思います。

ジャパンSDGsアワード総理大臣賞を受賞した北海道下川町では、社会動態減少が緩和され、個人住民税が16.1%増などの結果を得ており、持続可能な地域社会を実現できたこと、その成果を示しました。

また、北米やヨーロッパではSDGsに取り組む企業は高く評価され、未来への投資であり、必須であることもうかがえました。

富山市では、施策の中で、SDGsにあたるものについて17のどの目標に該当するかマークを添付し、自治体として積極的に取り組んでいる市政を明確にしております。

学校教育では今回の学習指導要領の改正で「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、SDGsを積極的に推進することになりました。

そこで伺います。まず、最初に本市としてSDGsに対しての認識を伺います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、津村議員のSDGsの本市の認識という点につきましてお答えをさせていただきます。

SDGsが目標とする、「だれひとり取り残さない持続可能なまちづくり」は、野洲市が今まで取り組んできた、伸びようとする市民や企業への成長支援、そして困難な状況にある市民や企業への自立支援、そして秩序と安全を守り、市民の元気と安心を伸ばすまちづくりと考え方を同じくするものだと認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今年の10月に、先進地であります静岡市へ行ってまいりまして、このSDGsの取り組みが本当に市民を巻き込んでされていること、多々ございました。

野洲市の総合計画も本当に、目標というか、住みたいまち、住み続けられるまち等々、かなりリンクするというか、共通な目標になるこのSDGsの目標とも重なることが多々ありますので、2030年まで約11年あります。その中でぜひともこのSDGsを市民の方にも広げていけるようなそういう取り組みは考えておられますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 取り組みについてのご質問でございます。

一例になりますけれども、生活困窮者対策については、経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民までを対象に含めまして、相手に寄り添った支援を行っているところがございます。

学童保育所につきましては、市が責任を持ちまして、小学6年生まで待機なく、また発達支援や障がいのある子どもさんにつきましても、関係者で十分な協議を行いまして、可能な限り、受け入れる方針で運営を行っているところがございます。

他にも、高齢化の進展に対応したコミュニティバスの路線の拡充、あるいは市民の健康と医療を守るための市民病院の整備、保護者の利便性や子どもの成長過程を尊重した市独自のこども園の運営、特別支援教育の充実や不登校対策、あるいは児童虐待防止体制の充実等、今までから多くの取り組みを行っているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今のは2点目の答弁でよかったでしょうか。

次に、主として3点目のSDGsにどのように取り組んでいくのかの所見を伺います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今後の取り組みという所見のご質問でございます。SDGsに取り組むという考え方ではなく、これまでどおり、市として取り組むべきことをしっかりと取り組んでいくことが一番重要であるというふうに考えております。

結果的に、「だれひとり取り残さない」ということがSDGsの理念でございますので、そういった持続可能なまちづくりにつながるという考えのもと、着実にまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとしてさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 17の目標、私、これ、SDGsのバッジをグッズで購入というか、仕入れたんですけども、17の目標があって、子どもたちにも、まちづくりの、そういうSDGsというのはまちづくりであり、何度も申し上げますけども、「だれひとり取り残さない」というすばらしい世界で取り組んでいる事業ですので、先ほど、部長がおっしゃいましたその取り組みはどこのどのターゲットに当たるかとかいう、そういう振り分けとか組み込みとかいうことは考えておられませんか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 17の項目ということに対しては特にどのターゲットとすることは考えておりません。先ほど申しましたように、今までの取り組みをしっかりと進めていくことが一番重要であると、そのように考えているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひとも、私もこのSDGsというそのネーミングはしかり、内容を市民の方に私なりにこう広めていきたいと思っておりますけども、また市としても2030年まで総合計画とあわせて、世界の開発目標ですから、また野洲市も乗り遅れないようにしっかり取り組んでいければと思います。

次に、学校教育で取り組みされている自治体もありますけども、本市ではどのような認識か伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 津村議員の4問目のが学校教育におけるSDGsの本市での認識についてお答えいたします。

本市の、先ほどからの答弁にありました認識同様、学校教育におきましても、これまで人権教育をベースに取り組んできております。あらゆるところで、一人ひとりを大切にする取り組みというのは、このSDGsの目標とする「だれひとり取り残さない」取り組みと考えを全く同じくするものだと認識しております。

また、このSDGsが言うておられる「持続可能な社会の創り手」となる子どもたちを育てることも、これまでも取り組んでいるところでありますし、これからも一層力を入れることが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） その学校教育で授業でこのようなテーマを取り上げて、授業というか、そういうことを広められたことはございますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校におきましての取り組みとしましては、直接、SDGsをテーマにした取り組みというのは行ってはおりません。しかし、先ほど、2点目で政策調整部長の答弁に少しふれられておりましたけども、学校教育全体を通して、きめ細やかな支援を行うなど、一人ひとりを大切にしたい教育活動を進めています。

また、授業では、子どもたちが議論しながら、さらに教え合いをしながら共に学ぶとい

う学習や、しんどい思いをしている子どもたちに寄り添いながら、人と人とのつながりを大切に仲間づくりなどを進めています。

こうした取り組みを通して、人と豊かにつながり合い、誰一人取り残さない関わりができる子どもの育成を図っています。こうした教育活動は、SDGsの狙いを全く同じにするものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今、取り組まれたのがその内容ということでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

このSDGsという、私も最初、言いにくかったりしたんですけども、このSDGsそのもののこの言葉を広めていかないといけないというふうに思っております。ぜひ、普及、啓発、また取り組みを、何も団体で組織で取り組むだけでなく、一人ひとりが取り組めることだと思しますので、しっかり広めていけるようにしていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。最後の3項目目ですけれども、観光危機管理の充実についてであります。国内に多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要産業となっています。また、政府は東京五輪・パラリンピックが開かれる2020年までに年間の外国人観光客を4,000万人までふやすことを目標とし、観光立国の実現を目指しています。

こうした中であって、9月には台風21号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響が出ました。とりわけ、外国人観光客にとっては多言語での災害・交通・避難情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。

災害の多い我が国においては、観光の危機管理は重要で、各自治体における観光客、外国人観光客を含む、に対する防災や災害時の支援体制について伺います。

まず、はじめに本市の防災計画に観光旅行者に対する避難場所、避難経路などの計画が定められているか伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、津村議員の観光危機管理の充実についてのご質問の1点目、本市の防災計画に観光旅行者に対する避難場所、避難経路などの計画が定められているかというご質問についてお答えいたします。

野洲市地域防災計画では、市域を超える避難者の受け入れを含めて想定しております。避難場所は市の指定避難所、また指定緊急避難所をご利用いただくこととしてございます。

また、避難経路についてでございますが、災害時、被災された場所から市の指定避難所、指定緊急避難所までの間において、道路が寸断されるなどの場合が想定されますことから、あえて市の指定は行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 本市は防災計画に外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されているかを伺います。以下の4項目についてであります。

災害情報の多言語化、多言語標識、通訳ボランティアの整備など、県や政令市等での災害関連情報の多言語メール配信システムの整備、外国人観光客に対する避難所の運営、関係機関や関係団体との連携、領事館を含むについてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、津村議員の2点目の本市の本市の防災計画に外国人観光客への情報伝達に関する事項が整備されているのかとの質問についてでございますが、市地域防災計画では、外国人観光客を問わず外国人ということで定めております。

まず、1つ目の項目の災害情報の多言語化、多言語標識であるとか通訳ボランティアの整備でございますけども、それについては現在行っていません。

また、2つ目の項目の災害情報の多言語メール、これも市のということになりますので、市の災害関連情報の多言語メール配信システムの整備についても現在行っておりません。

あと、3つ目の項目の外国人観光客に対する避難所の運営についてでございますが、市では万一の災害に備え、平成29年度、30年度と2カ年にわたりまして、避難所の適正な開設・運営を図ることを目的に、市民主体の避難所の開設・運営の訓練を実施しております。その訓練では、避難所の開設・運営にあたり、市民、また外国人観光客の区別のない想定で訓練を実施しております。

また、4つ目の項目の関係機関や関係団体との連携でございますが、これにつきましては、まず公益財団法人の滋賀県国際協会において、災害時の外国人への配慮が必要であるとの認識から、本年10月30日に、災害時外国人対応に関する意見交換会を実施されておりまして、県内市町の取り組み状況について情報を共有しております。

また、野洲市国際協会とはこれまで以上により一層連携を行いまして、災害時の外国人

の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今、されていないという1点目と2点目の、今後はそのようなことを検討するということはないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 外国人旅行者へのということでございますので、外国人旅行者向けの災害時ですと、国土交通省の観光庁等で災害提供のアプリ等を提供しておられるものがございますので、それで対応ができるかなということも考えておりますし、今のところ、そのようなアプリを検討することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次に、災害時におけるホテル協会や旅館組合との協定はできているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 3点目の災害時におけるホテル協会や旅館組合との協定はできているかということでございますが、市内にホテル協会や旅館組合がないため、協定は締結しておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。次に最後の質問になりますけれども、観光関連施設の耐震化はどのようになっているのか伺います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 津村議員の観光関連施設の耐震化はどのようになっているのかという質問にお答えします。

本市における観光客が多い施設といたしましては、滋賀県の希望が丘、あるいは花緑公園にあります各施設、そして野洲市の歴史民俗資料館、びわ湖鮎家の郷、及び関連性の高いものと、駅前のホテル、そういったものは耐震基準に適合していると聞いております。

ただ観光客の行動自体というのは、観光施設にとどまるものではなくて、広範囲にわ

たっておりますので、議員の一連のご質問の文脈から言いますと、一般建築物全体としてお答えするとなると、野洲市地域防災計画におきましては、建物全般及び特定の工作物の安全性の確保については、建築基準法及び関連法令の防災関係規定に基づきまして、審査、確認、指導等を県が行っています。

そのことから、市といたしましては、県の指導に協力して、災害時の被害拡大の防止に努めるといったこととなります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。観光客が今後ふえていけるように、またふえていったときのそういう災害時等、想定外のことが起きるといけないように、しっかりと私たちが取り組んでいかなければならないというように思います。

尻切れとんぼで、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、通告第3号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 15番、東郷正明です。今日は3つの質問をさせていただきます。

最初に子ども食堂についてお尋ねします。貧困格差が広がる中、子どもの貧困率は6人に1人が子どもの貧困だと言われています。そうした状況下において、全国で子ども食堂が多くの人たちのボランティア活動や市民の支えで取り組まれています。県内で現在52カ所まで広がっていますが、貧困世帯の子どもたちに限らず、幅広い人たちの交流の場として定着しつつあります。

滋賀県では社会福祉協議会や滋賀の縁創造実践センターが支え合う社会づくりの一環として、初年度20万円、その後の2年間は10万円ずつ補助されています。しかし、滋賀県は2024年に行われる第79回の国体には500億円を超える巨額の税金をつぎ込もうとされていますが、国体の開催期間はわずか11日間です。県は来年から4年間、行革として暮らし、福祉、農業など582項目をばっさり減額しようとしています。子どもの食堂の補助金1,000万円を廃止しようとするのもその中の1つです。国体に500億税

金を投入し、わずか1,000万円の子ども食堂の補助金廃止というのでは、県民主役の県政にはほど遠い、箱物ゼネコン型県政ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。市は子ども食堂についてどのような見解を持っているのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷正明議員の子ども食堂のご質問の1点目、子ども食堂の見解についてお答えいたします。

子ども食堂につきましては、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みであると認識をしております。しかしながら、貧困で食事がとれない子どもたちがいること自体が社会の大きな問題であり、本来ならば、健全な国家として、子どもたちに豊かで必要な生活環境や教育・文化を提供する責任があると考えております。

市においては、生活困窮者支援として、貧困の連鎖防止を目的に実施している学習支援事業に取り組んでおり、地域のボランティアの協力を得て、学習に参加する子ども達に、おにぎりやみそ汁等の食事を提供しております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 子ども同士が食事を通じて参加しているお友だちや大人とのコミュニケーションが図れ、成長できる場として貴重な体験の場となっています。市では困窮対策支援として学習支援なども行っているということですが、子ども食堂の拡大が必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 子ども食堂につきましては、今現在、野洲市でも3団体ございますが、県内では106カ所できていると伺っております。現在、今、東郷議員がおっしゃいました縁創造実践センター、こちらの方でこの補助金、助成金を使って立ち上げ支援をさせていただいておりますので、いろいろな子ども食堂を実施される団体もふえてきているということで思っております。

市としては、生活困窮支援の中で市の事業の学習支援事業として、子ども食堂ではありませんが、食事を提供することでしっかりと学習ができるような環境整備に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、市として、子ども食堂ではないけれども、学習支援として行われるということなんですが、それは中身は子ども食堂のその部分も含まれているのですか。お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 子ども食堂ではなくて、学習支援事業として、おなかがすいていたりすると、学習に身が入らないということがありますので、環境整備としてしっかりと食事をしていただいて、学習をしていただくということで提供しているものでございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、子ども食堂を運営されている方から要望が出ているのではないかと思うんですが、どのような要望が出ているのかお尋ねをします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 子ども食堂を運営されている方からの要望についてのご質問でございますが、子ども食堂を運営されている1団体から、子ども食堂の助成金がなくなるため、他に対象となる助成金の制度はないだろうかとのお問い合わせが市長及び関係課にございました。該当する制度はないということでお伝えしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 子ども食堂が今後も引き続き行われていけるようにと思っておられるのは、どこの子ども食堂でも同じ思いを持っておられると思います。他の助成金とか何とかでできないかという声ですが、そこはやっぱりしっかり対応していただきたいと思います。

県に対して、市として子ども食堂の補助金制度の廃止を撤回し、拡充することを求めるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、市が子ども食堂の補助金廃止について撤回等を求めるべきではないかというご質問でございますけれども、当該補助金につきましては、滋賀県から滋賀県社会福祉協議会に交付され、滋賀県社会福祉協議会が事務局を担っている

任意団体の滋賀の縁創造実践センターが、「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業の立ち上げ等の資金として助成されていると認識をしております。

市としては、県に対し、当該助成金廃止の撤回及び拡充を求めることは考えておりませんが、1月17日に開催予定の滋賀県市長会議臨時会において、滋賀県の来年度の予算のあり方について協議をする予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 市長会ということで、しっかり予算の精査のときに、そういうのを求めていると思います。

質問では、4番、5番となっているんですけども、5番の方から先にお尋ねしますので、よろしく申し上げます。

いろんな場で県に求めているのは当然ですけども、やはり県からの社会福祉協議会とか淡海子ども食堂ですか、縁会、そういうところを通じて今行っている子ども食堂がやっぱり存続できるように、そうした補助金がなくなれば市内の子どもの食堂が立ちいかなくことも考えられますので、市として支援すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、次の子ども食堂に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

県の補助金がなくなるということで、市として、新たに補助金を創設するなどの支援策は考えておりません。

なお、滋賀の縁創造実践センターの事務局である滋賀県社会福祉協議会に確認いたしましたところ、当該補助金については、平成30年度末で滋賀の縁創造実践センターが解散するため、モデル事業は終了となるが、31年度から滋賀県社会福祉協議会が事業を継承することから、現在、支援策を検討中であるとの回答がございました。

市としては、県が最後まで責任を持って支援することが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 30年で縁創造センターが解散するというので、社会福祉協議会、31年度から引き継ぐということで、これはしっかり引き継がれるようにまとめて

いただきたいと思います。また、できないのであれば、市として支援すべきだと思うんです。1カ所10万円であり、30万円の予算がこの野洲市で出せない財政ではないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 先ほども何度もお答えしておりますけれども、新たに補助金を創設するというのではなくて、最初立ち上げの支援で、県がされたことですので、最後まで責任を持って支援することが必要であるということを考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかり支援する体制に要請をしていただきたいと思います。

次に、4番に入ります。野洲市内で3カ所、子ども食堂が行われていますけれども、その3カ所の中で、いろいろやり方が違うように思うんです。和田で行われている子どもの食堂は解放こども会に入っている子どもたちが参加されています。また、学習支援も行われていて、学習支援を行われていないところもあるんです。旧態依然の同和事業が継続されているような形になっているようにも思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、和田で行われている子ども食堂についてのご質問にお答えいたします。和田で行われている子ども食堂でございますが、解放こども会とその保護者会が自主的な取り組みとして実施されています。

平成28年度から同和対策事業は、一般施策化してあらゆる人権施策を一体的に取り組んでいるところでございまして、同和対策事業が継続されているものではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 和田で行われている子ども食堂、それで北比江の交流センターの中で行われている子ども食堂ですけれども、やっぱり、この学習支援というのはそれは必要やと思うんです。そやけども、その3カ所で行われていて、どの子どもたちも学ぶ権利や生きる権利、そこは同じだと思うので、全ての子どもたちに同じような支援をできるような、体制としてもボランティアとかそういう参加の方もおられますけども、そこはそういうふうに求めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまの東郷議員のご質問でございますが、人権施策の立場から、私の方からお答えをさせていただきます。

確かに平成27年度以前、同和対策事業を一般施策化する前におきましては、いわゆる部落差別をはね返して、あらゆる差別をなくし、仲間をつくることを狙いに、解放学習というような形で実施をしてございました。

その後、一般施策化しました平成28年度以降の今現在のあり方につきましては、平成27年度に人権教育課に配置をしました教育担当教諭を引き続き配置をしまして、いわゆる全市を対象に教育支援を行っているところでございます。

自主活動学級につきましては、保護者会と地元で現在運営をさせていただいております。

また、事業主体でございます保護者会等が活動を行うにあたっては、もし教職員が必要と判断される場合は、教育委員会に依頼をいただきまして、教育委員会が必要と認めるときは派遣をしているという状況ですので、特に同和対策に集中した事業で行われているわけではございませんので、子ども食堂とあわせて、そういった機会をあわせて、こういった学習の場を設けているというような現状で、これはあくまでも自主的に活動されているというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） だとすれば、学習支援とかやられないところが、学習支援とか教育委員会等にお願ひするようなことであれば、学習支援も全てのところでやっていただけることも可能なんですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先生方がボランティアで参加されていますので、またそれは個々に言っただいたらと思うんですが。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） またお願ひがあれば、よろしく対応してもらいたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、野洲市の場合は、先例をつけて、子ども食堂レベルが駄目なので学習支援とセットでやっています。今、お問ひかけの縁は県が後から乗り出してきて、県費でお金をつけ出したから、だから、ボランティアの方が取り組まれたわけです。

もともと3年でやめると言っていないのに、さっき言われた原因か何か知りませんが、勝手にはしごを外しているわけです。野洲市は責任を持って生活困窮の支援として学習と食堂をセットでやってきています。

ですから、先ほど部長が答えたように、今の問題は、冷たくするつもりは全くないんですが、まず、滋賀県が責任を持つべきだというふうに思っています。

それと、今、お問いかけの地域のは、地域で保護者が取り組まれた場合は何らかの支援はしますけども、私は議論していて、ボランティアで教職員が出ていくことについては大いに疑問があると、前から言っています。まさに、今、教職員の働き方改革であって、教育長が今ボランティアで行っていただきますと、これは言うては駄目なこととして、きちっと必要なところには正金を充てる、あるいはきちっとサポートするという中でやっています。

前は、センターにいた職員をさっき総務部長が答えましたように、全市で保護者から何らかの相談があった場合には、派遣する体制はできていますけども、こちらから教室を求めに行くわけではなくて、それは現場で特別支援のスタッフをふやしたり、補助のスタッフをふやすことによって、学校の中できちっと学習の遅れとか、成長の支援をしてまして、あえて地域でやっていただくというのは別の問題だと思っています。保護者の問題意識とか、地域の取り組みです。

今、東郷議員がおっしゃったように、地域で何かやる場合には教育委員会が出てくると、これはもう市が責任を持つのは学校教育の中で責任を持つべきでして、あとは地域とか保護者の問題です。

ただ、どうしても学校教育との絡みで地域で何かなということであればそうですし、それ以外の市民活動だったら、これは生涯学習とか、そういった観点の中で取り組むべきものだと思います。

いずれにしても、要望せよ、要望せよと言っておられますけど、徹底的にやっていますけども、県会議員2人か3人抱えておられるんですから、ぜひ自分とこでも滋賀県とやり合っていただいたらいいと思います。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 私ところでも議員さんがおられますので、そこは求めますけども。

他市の子ども食堂の学習支援なんかを見ていると、元教師とかそういう人がボランティ

アに行っておられるというのもありました。現職の先生がそこにボランティアというのは、さっき言われたように、働き方改革からすればおかしいので、やっぱり会社をやめた人とか元先生のOBとか、そういう人とか、大学生も応援してくれる方があれば、そこはそういう方を募っていただいて、また支援されるようなシステムをつくっていただければと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まさにそれが野洲市がやっている学習支援なんです。ボランティアで、でも、必要な対価は払っています。交通費とか、一定の。これは予算化したときに説明していますから、やって下さいじゃなしに、やっていることを今やれとおっしゃっているのです、既にシステムはできています。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても子ども食堂が続けられるように応援していただきたいと思います。

次の質問に入ります。農業を取り巻く環境は、12月には11カ国でのTPPやさらに米国との2国間交渉が始まり、政府はTAG交渉としていますが、専門家等は実質的にはFTA交渉が始まっていると言われていています。

特に、農業は高齢化や担い手不足が加速する中、TPPやさらに厳しい交渉が求められるFTAの懸念など、多くの問題が山積しています。

近年では、地球温暖化で台風や豪雨といった自然災害も発生し、農業を営む農家には深刻な状況が生まれています。

そこでお尋ねします。このような農業を取り巻く環境のもとでの現在の本市の農業はこれからどうあるべきか、市としての見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、東郷議員の本市の農業はこれからどうあるべきかというご質問にお答えします。

野洲市におきましては、ご承知のとおり、平成29年3月に策定しました「第2次野洲市農業振興計画」に沿って進めているわけです。今後も、その担い手の育成や農地の集約化を図りながら、魅力が持てる、魅力を持つというても本質的にはその人自身が持つというのが本来の姿だとは思いますが、頑張る農業者が報われる農業施策の推進を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 野洲市の策定している「もっと元気な野洲の農業」では商業としての農業の元気、また多様な主体による農業の元気、農とふれあいによる市民の元気、農村文化の元気等が計画策定の例として掲げています。

しかし、この野洲市の農業の販売農家数は昭和55年で2,950戸、平成27年には779戸数まで減ってきています。第2種兼業農家の離農が進んでいて、専業農家は若干ふえているんですけども、今ある専業農家の戸数というのはどれぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今、資料がありませんので、また後で報告します。先ほど、2,000から700ということでございますので、基本的には大規模化、集約化ですね、集積化が図られているということで、経営の戸数が大規模化してその数字になっていったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） それでは、生産している田んぼの面積とかは変動はありますか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 細かいことやったら、先に言うていただいたらありがたいんですけども、今、2,500ヘクタールぐらいですね。ざくっとした数字でございますけども、田畑。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、この2,500ヘクタールというのはざくっとした、そこはそんなに面積は大きくは変動していないという状況やと思います。

次に入りますが、今年から米の直接支払金がなくなったことによる農業所得への影響は野洲市全体ではどれぐらいあったのか、また1農家当たりの影響はどれぐらいなのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 直接支払金がなくなったことへの影響ということでございます。去年が10アール当たり7,500円でございますので、それも単純計算して、被

害総額で1億350万7,500円の交付額が、あったとしたら、そういう交付額になります。

ということは、その同様に金額が影響額でございます。1農家当たりでいいますと、650経営体ぐらいありますので15万9,000円程度ということになります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、1農家当たりで15万9,000円の影響ですか。

（「減収です」という声あり）

○15番（東郷正明君） 15万9,000円の減収ということで、やはりそんなにお米をやって、小さい農家やったらそんなにもうからないと思うんです。昔から、農業は田んぼを守るためにやってはる方が多かったので、その中でも今農業就業者の高齢化がどんどん進んでいます。ほとんどの方が今年金生活者でもあるんです。個人農家は農業後継者がおられなくなったり、大規模の経営でも営む方が今後人手不足という状況が進んでいくと言われていています。

安定した農業、食べていける農業をどう進めていくのかが問われます。国の施策を大きく影響を受けるこの産業ですが、そうした中でこれが野洲の農業だという魅力ある農業にするための本市の農業施策はあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） えらい大きいことでございますけども、これまでも若干のことを言うているんですけども、先ほど言いました集積化、それが近畿圏内では1、2位、全国でもトップランナーを走っているんですけども、76%ぐらいあります。

いわゆる経営課題としてこれをやっていますので、これはご承知のとおりですね。

そして、担い手問題については人・農地プラン、これほとんどの地域でやってもらっています。そういう意味で引き継がれていっている、そして法人組織が4組織、集団営農が23、これは全国的にも、いわゆる農地を守るという点においてすばらしい取り組みをしていただいているというふうに思っています。

さらには、農業者青年クラブ等も活躍、かなりしていただきまして、例えばこの夏でも、毎年の夏、ひまわり迷路もやっていただいて、その中で今年度は特にその中にプログラムの1つに婚活プロジェクト、そういった交流事業もやっていただいているなど、結構、そういう意味では全国的に見ても楽しくやっていただいていると、そういうように思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、野洲市の農業は集約化も若干進んでいって、担い手も若干そういう方も育ってきていますので、そこはしっかり応援をしていただいでいくということで、今後も引き続き、農業が市の中心の産業として発展するように求めていきたいと思ひます。

さっき、15万9,000円、1農家当たり減収になったんですけど、その辺の個々に減収のところへの市として支援は考えておられないのか、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 入り口のところでいろんな補助等々はありますし、もともと国、根幹としては国の、農自体が国の政策決定、政策意思が反映されていますので、それを踏まえつつプラスキャベツの補助とか、そういった入り口論ではやっています。

あと、先ほど、15万9,242円、9,000円程度というのは前提条件がありまして、先ほど、要は直接支払交付金がなくなったことによる影響と言われたので、それだけであって、一方でこの何年間米価が上がっています。それは差し引いていません。

そして、生産資材のコストの削減とか、いわゆる肥料とか、そういったこともこれは踏まえていませんので、実質上は、ほんまの意味での収入というのはちょっとわかりませんが、あくまでも支払交付金が減ったことによる影響という意味での15万円でございます。

あと、これからの収入保険とか、そういった制度もできますので、それを運用し、活用していただくということになると思ひます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 収入保険というのは、例えば農業のどれだけやってはる農家が使えるとか、限定とかは、欠格とか、何ていうのかな、そういうのはあるんですか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 収入保険は31年1月からで、来年からでございますけども、現状あるのはナラシ対策とか、これはご承知やろうと思ひんですけど、農業共済制度等がありまして、収入面だけでいうんですしたら、ナラシ対策の方ですし、共済制度です

と、作物です。収穫に対する補填ですし、いろんなパターンがあります。それは低下された方が選ばれるということになります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかり夢が持てる農業にするために、少しでも力を貸していただけたらと思います。

次に入ります。今年は相次ぐ台風等の自然災害で農産物の品質低下による価格の下落で農業所得に大きな打撃となっていると聞いています。この自然災害にある本市の農家への影響はどれぐらいであったのか、また対応はどのようにされたのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 災害の影響と対応ということでございます。

今年、台風21号、去年も21号なんですけど、野菜や果樹で16件で被害の確認としては330万円でございます。

対応は、先ほどの質問でもお答えしましたように、作物被害は基本的には想定された制度がありますので、先ほどのナラシ対策とかそういった制度で行われています。

あと、今年、特に7月に集中豪雨がありまして、その中で多くの大豆が発芽しなかったと、そんなことがありまして、これは国において、これは緊急支援でございますけども、「梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業」として、まき直しにかかる種子の購入費用に対しての2分の1の補助が実施されたところです。

実際には、市で今受け付けていますのが12経営体、そして78万1,540円の補助申請を現在受け付けていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 16件で330万、農産物が下落すれば農家にとっては死活の問題なんです。農業共済制度とかナラシ制度があるんですけども、これで全てが補償されるわけではありません。自然災害の被害も最小限にするため、こういうまた農業水路やら河川の修繕、浚渫も大きな問題です。そのためにもこういった対応も求めていきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっと今のご質問、どういう、国に求めるとかそうい

う意味ですか。

○15番（東郷正明君） 国に求める分もありますけども、市としてもそういう対応に。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これもご承知のとおりと思うんですけども、次の質問にも関わりますけども、去年もおととしも県内でもあるいは全国的に見ても、初めの1番にも関わりますけども、やっぱり農地を守るという観点から、ビニールハウスの被害であるとか、これは市が率先して単独補助を出しています。

今年はやっと国がしましたけど、去年、国もしなかった。県は園芸だけやった。市はそれも含めて種苗ハウス、そういうのもしたと。そんなふうにかなり率先してうちはやっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。台風21号でビニールハウスや農業倉庫の被害の対応は何件あり、どのように対応したのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今度は、作物ではなくて、建物の被害というのは何件で、どう対応したかということでございます。

農業用ビニールハウスの倒壊が23棟、半壊で8棟、一部損壊41棟、ビニール破れが98棟でございました。この被害への対応といたしましては、先ほど言いましたように、今年国は補助がありましたので、国においてのハウスの建て替えや修繕にかかる経費に対して国で補助事業があつて、おおむねですけども、経費の約4割が補助されております。市におきましては、その補助対象に対して、国の補助額の1割を上乗せする形で補助を実施しております。

実際の補助の申請の数でございますけど、これは115棟分で、総事業費は6,286万6,851円で、補助額は、国と市が合わせて2,443万3,800円となっております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この被害件数はどのようにして調査されたのか、この中で自己申告なのか、また申告されていない人も他にはあるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） どのように見たかということでございますけども、担当というよりも、農林水産課総出で、いったん台風の次の日にいつも全部見回っております。そして、写真を撮っております。そういう見方でまず確認をしております。

そして、さらに農業者団体に個別に通知して、農業者に全通知が行くようにしております。こういう申請がありますよと。そういうやり方でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今後もこういう台風などで被害でビニールハウスが壊れたら、若い人がせっかくこう農業をやっているのに、立ちいかなくなるようなことがないように、また行政としての支援の方を求めています。

次に、県が環境こだわり農業の補助金を縮小するんですが、市内農業の何割ぐらいの方が環境こだわり農業をされているのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 環境こだわり農業をされている方の割合ということでございます。

米が38.2%、大豆が95.1%、野菜が2.8%の方が取り組んでおられます。これはあくまでも人をおっしゃっておられるので、そういう数字になります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この環境こだわり農業はこの除草方法や肥料も変わってきますよね。それで、また琵琶湖の水質や環境にも大きな影響があります。県からの補助金が削減されれば環境こだわり農業はもうやめてしまうという声も聞きます。県に環境こだわり農業の補助金の縮小をしないように求めるべきだと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 県に継続するように求めるということでございます。私もそのように思っています、平成29年度の農産物、先ほど、人の割合で言うたんです、面積割合でいうと、野洲市の平均で42%がこだわり農業をされていまして、県全体では30%ぐらいです。そういう意味では、大分、野洲は多く取り組んでおられるということでございます。

そもそもこれは滋賀県が全国に先駆けてやって、あと、国の制度ができた、そういう背景がまずあって、それが先ほどの数字の言うように、市がそれを率先してやってきたと、そんな経緯がまずあります。

今、何を言うているかという、国のそれに対する制度がなくなったので、県も予算が余りないのでやめますみたいな、そういう検討をしますということを今言われていまして、それはこっちとしては承知ならんで、もともと、先ほどの話じゃないですけども、やり始めていきなりはしごを外されて、そんな状況だと思っていました。僕は裏切られた感があります。

そういった意味からも、県に対しまして強くその制度の継続、そして予算の確保といった要望を、実際にもう行っているんですけどね。現在、強くやっているというところがございます。とりあえず、県がきちっと責任を持つべきと、そういうように思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） こだわり農業は、さっき部長さんが言わはったように、日本でトップぐらいで進んでいる先見的な県なので、それを引き続きやっていけるように、また今求めると言われていますので、しっかり求めていただきたいと思います。

次に、国にTPPへの批准と米国との2国間交渉の中止を求めるべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 6点目のTPP、あるいは2国間交渉の中止を求めるべきということでございます。

これ、もう何回も東郷さんとやりとりして、もう一緒のお答えなんですけども、やはり国家間レベルの話、それを私なり市が中止するとか賛成するとか、まずそういう立場ではありません。しかしながら、政府にはそうした選択をすることにおいて、生産現場の懸念とか払拭はあります、実際。それを農業経営の安定を図るための対策をしっかり進めていく責務は、当然あると思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） TPPなり、2国間交渉、FTA、こういうのをやっぱり地産地消とか、生産地、どこでつくったお米とか野菜とか、こんなんまで表示したらあかんよ

うな縛りもあるんです。そういう中でブランドとか地産地消とか、全国各地でこういう農業をちょっとでも売り出そうとしてやってはるんだけど、それに逆行するような国の安倍農政はあかんで、そこはしっかりと農業を守る農政をこの野洲市として進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。カーブミラーについて質問します。カーブミラーについては9月でも質問いたしましたが、今回も質問します。今年は相次ぐ台風が来たこともあり、カーブミラーの倒壊が相次ぎ発生しました。

そこで、前議会ではカーブミラーについて、道路台帳システムで設置年数のわかるものについては表示、また新しく設置をするものについては設置年数を表示し、またカーブミラー本体に管理番号と連絡先を明記するということでした。

そこで、以下のことをお尋ねします。まず、それらの実施の時期についてお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 東郷正明議員のカーブミラーについての1点目のご質問でございますが、カーブミラー本体への管理番号及び連絡先の明示時期についてということでございます。こちらの時期につきましては、平成31年度、次年度から実施を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかりお願いします。次、老朽化しているカーブミラーの倒壊を防ぐための中長期計画はされているのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の老朽化しているカーブミラーの倒壊を防ぐための中長期計画については、修繕等にかかる計画というふうに思うんですけども、こういった計画につきましては策定はしてございません。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 中長期の計画がないと、やっぱり倒壊を防ぐための対策がなかなかとれないと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） カーブミラーにつきましては、毎月、道路パトロールという形で点検に回っておりますけれども、その際にあわせまして、カーブミラーの点検も

させていただいております。

国土交通省の方で出しておられます小規模附属物点検要領というのがございまして、これは道路照明ですとか道路標識といったものを対象にした要領でございまして、この中にあります巡視点検というのがございまして、それに準じて同様の形で点検の方をさせていただいているということでございまして、具体的には車内から目視が基本ということになってございまして、目視で点検させていただきまして、異常が確認できる場合は車からおりて直接さわったり、あるいはダウンを確認したり、ゆすったりとか、そういった形での異常の確認というのをしております。

また、地域の方からもカーブミラー等につきましての情報等も、修繕等の情報等も頂戴しておりますので、そういうものをあわせまして、把握して修繕の対応をしているという状況でございまして。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） さっき、目視で確認しているということなんですけども、これは車からの目視ではちょっと完全な安全対策がとれないと思うんです。やっぱりおりて、現実ちょっとさわっていただいて、確認はしていただきたいと思っておりますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 全てが全てということをやりますと、大変な作業になりますので、数も多いですから、基本的に車からの目視にはなりますけれども、そこで傾きですとか、そういった異常があるかどうかというところは確認できますので、そういう状況に応じまして、必要に応じて車からおりて、直接さわって確認をするという形をとっております。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 新しいところはいいと思うんですけど、古い老朽化したところについては、特におりて見ていただくように求めておきます。

次に、老朽化しているカーブミラーが現在何カ所あるのか、何カ所把握されているのかをお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の老朽化したということでございまして、修繕の必要があるものというふうに解釈をさせていただいておりますけども、一応、今申しまし

た職員のパトロールですとか、地域からいただく情報等、そういったもので現時点で修繕が必要であるというふうに確認しておりますものは2カ所でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） その2カ所については、いつごろ対応されるのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 今年度に対応する予定をしております。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） できる限り早くお願いします。

次に入ります。カーブミラーの更新計画はされているのかお尋ねをします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） これにつきましても、先ほど申し上げましたように、計画につきましては策定はしてございません。先ほど申し上げましたパトロール等によりまして、一応管理の方はさせていただいているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 管理台帳で設置年数とかが管理されていたら、古いやつはわかりますよね。そういう古い年数については、古い年数のものから更新をしていただくよう、お願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 設置年数ございますが、これにつきましては、前回の議会でご質問をちょうどいただきまして、実は、道路システム台帳の中に管理台帳はあるんですけれども、その中で設置年数の方は記録ができてなかったといったことで、今後、新しく設置するもの、また今の時点で設置した年数、年度等がわかるものにつきましては記録をしていくというふうなことでご答弁をさせていただいたと思います。

今、順次、修繕等行ったものにつきましても、そういった記録は残していくようにしておりますので、これから記録につきましては空白の部分が多いですけども、順次こういったものを埋めていけることになりましたら、今おっしゃっていただきましたように、この年数等もきっちり把握をさせていただいて、適切に管理をしていきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかり管理とパトロールをしていただいて、安全対策をしていただくことを求めて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほどの専業農家のどれぐらいかというお話、もともと昭和55年も言わはったので、昭和55年が66経営体でございまして、農林業センサスでございまして、直近のそのセンサスが平成27年でございまして、その数字が147で、その当時から比べたら約倍増していると。特に、その前の平成22年には99ありましたので、ここからまた伸びていると、そういうような傾向があります。

以上でございまして。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第4号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

4つにわたって質問をいたします。まず、第1番目、国保税を協会けんぽ並みに引き下げることについて質問をいたします。

国民皆保険が実施されたとき、低所得者が多いことと事業主負担がないことから、相当額の国庫負担が必要と認めていました。これは1962年社会保障制度審議会での状況であります。1984年の改定で国庫負担率を削減したのを皮切りに削減が続けられています。かつては7割が農林水産と自営業でしたが、今では43%が無職で年金暮らし、34%が非正規雇用、残り2割余りが農林業と自営業という状況で、4人に1人が加入する国保制度であります。

広域化が行われましたが、国の負担をふやさない限り、相互扶助には限界があります。野洲市での滞納世帯率も12.62%、資格証明書も22件、短期保険証も303件となっています。野洲市の国保税は所得300万円の4人家族で42万7,600円で、県下で4番目に高い国保税になっています。

第1点目、国保税が高すぎるという認識をされているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の国民健康税に関するご質問にお答えいたします。

高すぎるという認識をという難しいご質問で、もう少し、何々だったらという条件がないと答えられないと思いますが、高すぎるということはないと思います。すぎるということは。それと何と比較してなのかということもありますし、いずれにしても医療費はどんどん上がってきている。

いわゆる社会保険の場合は雇用者の負担がありますが、その雇用者の負担分も結果的には働いた人の働き分が回っているわけですから、そういう意味では、仕組みとして国保と

一緒なわけですが、給与水準というのは社会的な通年がありますから、そういう意味でいえば、全体の中での1人当たりとか、若干家族構成によって違いますけども、同じか同等ですが、たちまちの家計の中での支払い分からすると、負担は高いだろうと。ビラに書いておられるように高すぎるということは肯定しませんけども、仕組みとしては高くなるを得ない。

それともう一つは、これは国民健康保険だけではなくに、医療費がふえている分を保険で賄っているということからすると、医療費をどうするかという課題とあわせて考えないといけないと思っています。

以上、お答えです。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 一番最初に国保税をけんぽ並みに引き下げをとというふうに言いましたので、国民健康保険の負担率、1人全国平均では84万円、野洲市では63万6,000円。協会けんぽで145万円という所得の平均で高いところで、野洲では低い。そしたら、保険の負担はといいますと、野洲市の保険は9万7,000円、15.25%、協会けんぽの負担率が7.6%で、健保組合は5.8%の負担率。そして、共済組合は5.9%の負担率ということで、協会けんぽの約2倍という形で、共済組合の2.4倍というような状況になっております。他の医療保険に比べて、非常に不公平で大変重い負担になっているというのが実態ではないかと思えます。公平・公正を確保するために、この高すぎるという認識の上に立って、改善を模索する必要があると思うんですけども、どのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、制度の発端が違います。先ほど、申し上げたように、もともとは、野並議員もおっしゃったように、農業とか自営業とかの方の保険、今は年金が収入になっている方がふえてきている。そういう意味では自営業の多いときには所得の負担率とか生活にかかる経費の問題が、いわゆる給与所得者とは違いましたけども、高いかどうかという議論をするよりは、被保険者の状況とか収入とかという観点から見ていかないといけないので、それを合わしに行くとなると、今度は協会けんぽとか、いわゆる社会保険の場合は、就労の状態がまず違いますね。安定した仕事があるとか、現役であるとか。そういうことなので、高すぎるにこだわっておられますけども、高すぎるか言われて、私が高すぎるといったところで、問題は解決しないと思いますので、高すぎるという認識か

ら議論の始まりは余り合理的ではないと思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それでも高いでしょう、どう見ても。どう見ても、これだけ組合健保の方、共済健保の方、所得に占める負担率ですからね。所得に占める負担率が高いということは、本当に生活が大変になっているということですから、制度そのものが違うので、本来、前段で言いましたように、国が本当にもっとちゃんとお金を出さんとあかんということで思います。

次に、2点目のこの高すぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を政府に求めていくべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 財源をどういうふうに見越すかという責任なく求めたところで、結果的にはそのつけが国民に返ってきますし、被保険者にも返ってきます。ご承知のように、先ほども消費税と幼児教育・保育の議論がありましたが、税と社会保障の一体改革の中で、一定の方向が出てきていて、ましてや、さっき、工藤議員も消費税を上げたらあかんとおっしゃっていたのに、1兆円を捻出しようと思ったら、まだ消費税を上げるか、どこから財源を生み出さんと駄目で、野並議員は国家的な観点を余り視野に入れておられないから、私に1兆円を要求せよとおっしゃるんですけども、私はそんな無責任なことはいたしません。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全国知事会、市長会、町村会がこの国保に対する国庫の負担率の引き上げを要望されてきています。2014年には全国知事会が1兆円の投入を求められました。無責任と違いますよ。本当に何とか国として今まで投入が必要やと言っていたんだから、そのぐらいを入れてくれというふうな形で求めておられますので、やはりこの国庫負担をふやす以外に国保税を下げるということはできないというのが現実やと思います。財源を求める財源、いつも共産党はいろんな人たちに言っているんですけども、株の取引で有価証券の税率が昔は30%もうかったものに対して3割の税金だったんですけども、今2割になっているんですね。ですから、本当に何千株持っておられるような、ほんの何十人のいう、そういう部分の層の人たちがすごく利益を得ておられます。そこを30%に戻すだけで1兆4,000億円ぐらいの財源を生み出すことができるというのが試算されています。やはり、そういった本当に富裕層のところに私は税金の負担を求めていくべ

きだというふうに思います。

地方自治体はそういう立場に立って全国知事会が2014年に1兆円の投入を求められたんですから、やっぱり市長会やいろんなところからも同じ歩調を合わせて、そういうことを求めていただかなければならないというふうに思います。

次に移ります。平行線ですので。国保と社会保険との違いは、国保には平等割、均等割があるということで、均等割は人頭税といわれるように、家族がふえれば保険料、税が上がることになっています。この均等割は法律で必ず徴収するということになっておりますので、これは本当に子育て支援に逆行していると思います。この均等割の廃止を求める必要があると思いますが、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 均等割についての考え方ですけども、確かに家族が多ければ、特に子どもさんが多ければ、均等割がかかってきますから、その分はふえます。ただ、家族が多ければ、一方では医療費がたくさん必要になるわけですし、これも制度にかえらなると均等割だけでなくすというふうになるとどうなるかといいますと、1人家庭の方と3人家庭の方ですと、これ、国保は家庭単位になっていますから、1人の方の所得で均等割をなくしてしまうと、1人の方が今度は厳しくなります。1人の医療費しか必要ないのに、全体をならした中で見ていかないといけないということになるので、今の制度の中で均等割をなくすというのは、やはり合理性がないのではないかというふうに思います。

そういうことからすると、年金所帯の方の所得が安定していないというか、安定はしていますが、金額が低い。本来、先進国型だと、ストックが存在するという前提なんですけど、ストックの存在しない年金者が今日本はたくさんおられる、そのあたりをどういうふうに支えていくのかということで対応すべきかなと。均等割をなくすと、制度設計そのものが壊れると思います。

それと、さっき、何か一方的に1兆円おっしゃいましたけども、2014年、消費税が制度改正されたのは2015年です。税と社会保障の一体改革の中でやられていまして、今市長会も入って、今回の国保の都道府県化では財源負担3,400億円、これは約束してもらいましたし、先般も国保大会で政府等には確認をしています。

だから、今さら1兆円でいくのか、少なくとも3,400億円、これ、見通しはかなり厳しいと思いますけど、絶対これは堅持することによって、都道府県化した国の負担を安定的にということで、消費税の前の2014年を出してこられたあたりもなかなか話とし

てはうまいなと思いますけども、歴史を見ると、私は合理性がないので、さっき申し上げたわけです。

一般市民の方は、そんなもんかなと思われると思いますけども、やはり議場で議論する限りはきちっと消費税と税の一体改革の議論とか、現時点で議論していただかないといけないと思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） とりあえず、この均等割というのは人頭税、これは古代につくられた税制でして、今のこの近代的な仕組みの中で、まだこういうものがここに残っているというふうな部分に関しては、やはり改善をしていかんとあかんというふうに思います。

4番目に移ります。平等割は自治体の判断で導入しないことも可能であります。軽減税率で緩和されるといえども、一律の平等割は逆進性が起こります。矛盾を解消するため、平等割も廃止すべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 平等割についてのご質問にお答えをします。

所得割だけでなく均等割があると。これだけでいくと、逆にひずみが生じるのでむしろ平等割が入っているわけですし、野並議員は均等割もなくなさいという中で平等割をなくせとおっしゃっているのか、均等割がある、やむを得ず均等割が残るのであっても平等割もなくせとおっしゃっているのか、実際、どういう機能を果たされているかというところ、所得割と均等割の間を補完するような制度として平等割が存在するわけですから、そういう意味では現行制度の中で、所得割、均等割を残して平等割をなくすことはかえって不公平になるのではないかなというふうに思います。

また、均等割や平等割の、いわゆる応益割をなくした場合は、今申し上げました所得のみでの算定となりますから、例えば所得申告をしていない方にどのような賦課がかかるのか、結局、未申告の方がゼロ円になります。これでいいのかなどうか。

それと、今の制度は滋賀県の国保制度、今回、一元化しまして、その方針では医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と共に、所得割、均等割、平等割の3方式とするというふうに、まさに今年度から始まった制度でそうなっていますから、今この場所でなくせとおっしゃるのはいかがなものかなというふうに思います。

それと、昔の中世かどこかにあった人頭割とは全く違います。私、説明しましたように、家族に何人かおられたら、その方は医療の恩恵を受けられるわけであって、単に家族にと

いう、何も医療にかからないロボットみたいな人がいる、ロボットも壊れるか知りませんが、ロボットみたいな方がいるのであれば、これは均等割は単なる頭数でありますけども、昔の古い制度の人頭税とは全く違います。社会的なサービス、あるいは受給がないのに、単なる人数割だけで求められる制度と違って、現に被保険者として尊重されている、位置づけられているということでの均等割ですから、これも議論のすり替えではないかなと、かなり暴論だと私は思いますけども、あわせてお答えをしておきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全国各地にはいろんな形で国保制度をなんとかしようという自治体があります。以前、資産割を廃止せえということで大分ここで何回も頑張りました。持ち家の人とアパートに住んでいる人と、大きな土地を持ちながら資産は何もそれは使えない自宅のところ、そこに資産割をかけていくというのはこれは不平等であるということで、もう今県内でもその資産割というのはほとんど廃止されました。

そういう中で国保税の介護納付金の分で、熊本県の天草市で平等割を廃止されました。これは平成20年です。埼玉県は県として資産割と平等割を廃止して、所得割と均等割だけにされました。これ、平成25年です。均等割はとにかく法律でとらなければならないとなっていますので、国保としてこれはもうとらなければならないけども、平等割というのは廃止することもできるということになっておりますから、やろうと思えば滋賀県でも平等割を廃止するということが可能だというふうに思います。

先ほどから、こういったものを廃止していったら、応益割がふえるというふうなこと、全体の中でそれをカバーせんならんという、それが基本にあるから、そういう中でなっているんですけど、だから、国がやはりお金を出すべきなんですよ。そういう矛盾を抱えた国保をもう少し社会保険の健保並みにしていこうと思えば、健保はもう所得だけですから、所得に対しての率ですから、家族がふえようと関係ありませんから、そういう意味で国がやはりもっときっちりとお金を出して、こういったこんな形で負担が全く違うという形を改善していくために、やはり私、滋賀県の市長会の会長という重責を担っておられる山仲市長こそ県のところで発言をしてほしいと思って質問をさせていただいております。

どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市長会の役割、私、立っていませんから、余りそういうご質問は適切ではないと思うんですけども、いずれにしましても、平等割をなくせますよ。ですか

ら、今の制度でいえば、補完的に、むしろ不公平を是正するために位置づけているということです。

それと、本当にこれ、生活保障をどういうふうに設計するのかという議論になりまして、平等割、均等割をなくせとかそういう議論ではなくて、そもそも年金の金額が妥当なのかどうなのかということだと思います。

それから、後ほど、都市計画税でご質問されると思いますけども、資産が存在するのが資産なのかどうかという評価。本来、資産になっている方もいるわけですよ。先ほど、東郷議員が質問されたように、10アールの田んぼでお米10歩をつくって、ほとんどの収入のない、10アールの土地と、このあたり持つておられたら、市役所も10アールに二百何万賃借料を払っているわけですから、全然生産性が違うわけですよ。だから、資産が本当に資産になっている方とそうでない方、全体の所得がどうなのか、それを年金でどういうふうにしきちっと保障してあげるのかということで、現に保険が、今日の新聞に載っていましたが、繰り入れをなくそうというので、本来は繰り入れをなくして、保険として運用すべきでして、野並議員たちが従来から主張されているように、保険といいながら、そこにどんどん公費をつぎ込んでいったら、国保の被保険者以外の方は逆に不公平になりますから。

まさに、税と社会保障の改革で、私はあの議論が十分だと思っていない。でも、たちまちここの均等割、平等割をなくすだけの議論で、はい、わかりました、あるいは1兆円下さいという問題では解決できないと思っています。

私はだから、市民の生活はきちっと守るべきだと思っているし、保険負担は低い方がいいと思いますが、一方では医療のサービスも要る。単純にどこかだけ捉まえて、無償にしようとか、まさに幼児教育の無償化、今日も直近情報が昼休みに入りましたが、実際、簡単に無償化しようということがいかに大変なことなのかということと一緒に。今、責任を持っている政府でさえも、ある意味でとんでもないことをやろうとして、今がたがたになっているんですけども、ここの均等割をなくすことがどうなるかということで考えないといけない。改めて言いますと、本当に所得をどういうふうに、年金をどういうふうに保障するとかという議論とあわせてやるべきで、ぎりぎり均等割をなくしたらいいとか、平等割をなくしたらいいとかという議論では私は済まないと思います。

また、改めて、どこかで議論の場を設けていただくんだったら、責任を持って対応しますが、限られた2回の中での答弁ではこれが限界だと思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうです。30分しかないので、私も次に行かんらんけど、この1兆円を入れれば均等割、平等割の金額が全国知事会が計算しました、1兆円なんです。だから、1兆円入れれば、均等割、平等割をゼロにすることができるという、そういう試算ですので言っておきます。

次、子育て支援について質問をいたします。

少子高齢化を解決するためには、子どもを生み育てる環境を整える必要があります。さまざまな対策があると考えますが、野洲市として対応してほしい何点かについて質問いたします。

まず第1点目は、子どもの医療費の無料化の拡大についてであります。これまで市民から何度も請願が出され、2016年12月議会で初めて請願が可決されました。多くの市民が実施を待たれています。これまで当局は子育て支援はさまざまなことを行っているとして、医療費無料化は国の制度として行うべきで、市独自の実施は将来課題として捉えているということでありました。しかし、県内では次々と無料化の動きは広がっており、就学前までしか無料でない自治体はわずかになりました。せめて小学校3年生までの無料化の検討をされたいが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員の子どもの医療費の拡大についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成制度につきましては、全国の自治体間で差異が生じている現状もあり、本来は、国が行うべきで、全国市長会においても、本制度を国が創設すべきとの要望を行っているところでございます。

こうした中、湖南管内の状況をみると、草津市では、昨年10月から通院分について就学前までから小学3年生までに拡大をいたしました。これについては通院、小学生については定額の一部負担、1年生について500円ということですが、一部負担を伴うものの拡大したということがございます。

それから、他の2市、守山及び栗東も同様の拡大の検討の動きがあるということございまして、また、県下では、本年度から彦根市が通院分について就学前までから小学3年生までに、ここは一部負担はございませんが、拡大をしたところでございます。

一方、本市では福祉・教育の分野における子育て支援施策では、学童保育所の6年生ま

での受け入れ、公立子ども園の整備、学校給食センターの整備、スクールソーシャルワーカーの配置など、子どもの医療費制度の拡大よりも優先度の高い課題について、他市に先駆けて中身も高いレベルでこれらに取り組んできたところですが、この間、県内でも子どもの医療費助成の制度に差が生じてきており、この差を考慮すると、拡大の検討を進める必要があると考えております。

しかしながら、市の財政状況は、障がい者施策などの扶助費が伸び続けており、年々厳しい状況となっている現実がある中で、財源手当てなしの拡大は困難と考えております。本市では、現在、先ほども市長の方から出ておりますが、別途検討を進めております都市計画税の導入が実現した場合、従来、都市計画関連事業に充てられていた一般財源の一部を福祉施策に振り替えることが可能となり、市単独での子どもの医療費助成の拡大を進めていけるのではないかとこのように考えております。

また、現在の福祉医療のうち、障がいの種別において、身体障がいと精神障がいの場合で格差があることから、その是正も含め、福祉医療全体を検証した上で見直しをしようと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 都市計画税と絡めての話をされましたが、以前もお聞きしたと思うんですけども、小学校3年生まで無料化を行おうとすれば幾らの試算をされておりましたでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 昨年でお示しした数字を申し上げますと、医療費分とそこに審査支払手数料がございますので、それを合わせますと4,600万、医療費分で4,400万、手数料分で二百数十万発生しますので、四千数百万余りということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 工業助成金、毎年5,000万円出していますね。これ、あと何年で終了するのか、ご答弁いただけませんかでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 本来の質問の趣旨と違います。

○14番（野並享子君） あと2年ほどで終了するのと違ったかなと、二、三年。市民病

院が建設されてあくる年、開設されてあくる年ぐらいでなくなるというふうに記憶を
いたんですけども。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私が就任したときに、6億数千万残ってしまして、払い切れない
ということで、職員が本当に困っていたわけです。頭を下げに行つて。6億円を5,000
0万円ずつきちつと計画立てますからということで、頭を下げ回っていただいています
から、私今10年たちましたから、あと3年のはずです。なったその翌年度に方向づけま
したから。

これはとんでもない話で、就任する前に負債がやってあつて、それを今から言つても仕
方がないと思いますから、私は野洲市の責任として受け継ぎますよと。やめるというこ
とは誰かの責任問題ですね。財源もないのにいかにも財源があるようにやりながら交付決定
をしたわけですから。

これは私になつたときから、皆さん方は、皆さん方というのは野並さんたちのグループ
はやめておけ、やめておけとおっしゃっていましたが、これは野洲市の信義だからとい
うのでやっておるわけですし、あと5,000万にきちつと了解をいただいたことで平準
化できたわけですが、本当だったらもうとつくに私の就任前に11億だったか13億が完
済されていたはずなんですよ。スキャンダルです、これは。持ち出されたからもう一回言
いますけど、とんでもないまちづくりをしている。お金もないのに交付決定をしてしまつ
ていると。

いずれにしても、3年で消えるんですけども、これは既にお示しをしています財政計画
に組み込んでいます、その時点でなくなるというのは。だから、慈恵会への補助金も野洲
病院への補助金も、あるいはこれも十何億払っているびわこ学園の借金の返済、これは毎
年6,000万円です。だから、毎年、四、五億、5億をとんでもない裏経費でつぎ込ん
でいるわけですよ。裏経費がなくなるからという話ではなしに、これは本来あつてはいけ
ない支出なので、あとはそれがなくなったときには健全化するという織り込みでやってい
るのに、重々ご承知の上で、その5,000万がなくなるから四千数百万充てられるでし
ょうというのは、これはダブルカウントですよ。

まず、何年とお聞きだから、あと3年で多分消えると思います。12年で割ってもらい
ましたから、6億円を。

あと、PFIも5億ほど助かりましたけども、四千数百万、15年間、かなり苦勞して

切りましたから。

あえて、言っておきますけども、私もなったときには4市で、ちょうど栗東が財政難で、前の市長のときに500円、1,000円もらっておられたので、どうしようかという事で、4市で話し合っ、一部個人負担を入れた上で3年生までやりましょうというので合意をしたんですけども、途中で1市がまち独自の審議会を開いて、やれませんか、やりませんかとなってきたので、じゃ、それなら子育て支援を充実しようということで、さっき部長が言いましたように、学校の発達支援の支援員を入れるとか、学童を完璧にするとか、そういう施策をやっているわけで、これも同じことですよ。ない5,000万を言っているのと一緒で、もう既に今野洲市の場合は、空調から学童から中学校までの給食まで全て、近隣と比べたら格段にいいサービスをできていると思います。完璧ではないけどできています。

そこに四千数百万をのみ込めというのであれば、例えば前から言っていますように、学童も待機がおられた方が市の財源は浮いてくるわけですよ。持ち出していますから。今、1,000人をあと200人ほどふやす予定ですけど、最終的には。それをやめて200人ほど待機いただければ支出が減ります。という提案だったら、何か責任ある提案するとおっしゃいましたら、さっき1兆円で。だから、こども園も真面目に真面目にやってきたけども、さっき岩井さん、なんかもうちょっと突っ込まれなかったから言わなかったんですけども、公立保育園は実際、市になっていますから、単純に計算すると1億五千数百万円が無償化分の持ち出しになります。こういうのを控えている中で医療の無料化というのはまちを壊すという話になってくるので、メニューとしてさっき部長が言ったメニューの中で、これはやめましょう、学童は少し待機が出てもいいじゃないとか、そういう話であれば私も、全然悪者になってやらないやらないと言っているわけではなしに、さっき言ったように率先してやりましょうが、1回はしごを外されたから、別のところに、子ども支援に関連している状況の中で踏まえて議論をいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 増税をしなければ福祉施策ができないというふうな、そんな形を言われると、もう話は何もできませんわ。私は工業振興助成金、あと3年で終わるなど、そしたら24億円の基金がありますよね。3年間、4,600万円基金で行って、この工業振興助成金が終わるんだから、それを充てていくというふうな形、もう財政計画に組み込んでいるというふうにおっしゃいましたけども、財政というのは大きな井の中でやって

いますから、いろんな形で捻出をしていくというのは、私は可能やというふうに思います。毎年これだけ、山仲市長になられて基金を毎年、毎年、毎年積み上げてこられて、24億円になっているんですよ。ここのうちから、財政的に組み替えをしていって、医療費の無料化をしていくということは、私は可能だというふうに思いますので、この問題またどんどん行くと、私、都市計画税まで行けませんので。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医療費無料化のために税を考えているわけではない。これは後で説明します。でも、言われたのであれば、こういう仕組みの中でだったら、言っておかないといけないので、言っているだけのことから。

それとあと、病院は賛成いただいていますけども、病院は予定しているように繰出金が要ります。これは体力の問題です。病院を今つくらないといけないという、これは十分見通しはあるんですけども、風邪を引いているときにもう一回外出して飲みに行くみたいな話でして、できるだけ体の健康を保持しておかんといけないときに、欲張って、無料化をやるというのは、私は無責任だと思いますから、野並さんだったら、幾らでもお金が湧いてくるみたいな発想ですけど、どこかに要望に行ったら。でも、そういうものではない。野洲のまちをいかに健全で市民が安心していただけるように。それと、井ではやっていません。ましてや、毎年、数千万円の経常経費が出ていくとなったら慎重にやらないと駄目です。どこかの町は基金でとか、あるいは庁舎とめた金があるからと言っていますけども、決着もつかないのに無償化している町と一緒に姿勢は私は責任を持ってとれないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次に移ります。乳幼児を育てている家庭にとって紙おむつは2歳ぐらいまでは必需品です。そのためにごみ袋は通常より多く使います。野洲市のごみ袋は県下の中でも高く、1枚48円です。半分以下の金額のところや、135枚まで無料という自治体もあります。また、紙おむつのこのおむつ券を発行している自治体もあります。子育て支援としてこのおむつ券の発行は一助になるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのおむつ券の発行についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市のごみ袋の料金についてでございますけれども、本市の家庭系のごみ袋の手数料につきましては、ごみの処理全体経費の14%で設定しておりまして、1リットル当たりの価格といたしましては1.13円から1.15円で、適正な手数料の設定であると考えております。

議員ご提案のおむつ券の発行についてでございますけれども、本市につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、子育てにやさしい環境づくり、子どもの生きる力を育む環境づくり、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを基本目標に掲げ、多様な保育サービスの充実や地域での子育て支援体制の充実など、さまざまな事業を実施しているところであり、おむつ券の発行については、所得の多寡に関わらず一律に現物支給するサービスであり、逆進性の問題があると思われるため、実施することは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 私はすごくインパクトのある政策やなというふうに思いました。よそのまちで。全然経費、ほとんどかかりませんよね。おむつ券を発行して自分ところのある袋にべたっとおむつが見えるような、透明の袋に張って出すんですから。

売る枚数が減る関係で若干収入が減るとは思いますけれども、本当に野洲は子育て応援のまちよというアピールできるなというふうに思いますので、検討をしていただきたいと思っています。

次、都市計画税の……。

○議長（橋 俊明君） 野並議員、申しわけないです。質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

（午後2時41分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（野並享子君） 次に、都市計画税の導入について質問をいたします。11月20日の全員協議会において市長から都市計画税導入が表明され、資料が配付されました。市の説明では導入理由に国の制度改正に伴い、地方財政への影響が大きく、法人税の減収、幼児教育無償化による経費増、社会保障制度見直しによる市の負担増がある、今後、道路整備や市街地排水対策や都市公園整備を行うにあたり、都市計画税が必要と発言されまし

た。この導入により、これまでの一般財源で充てている現状を是正し、福祉、教育分野に充当することができる、学区自治会長への説明でおおむね認めてもらっていると説明されました。

また、市の説明では固定資産評価額の0.2%で3億5,000万円、0.3%で5億2,000万円の試算であります。来年、3月か6月の議会で条例案を出して、2020年4月実施を計画している。これから、市民懇談会などで導入の是非を検討しますということでありました。

このような説明ですが、以下の点について質疑を行いたいと思います。まず、税負担について応能負担と所得の再配分が原則であります。市街地に住んでいる方にだけ所得のない方からも税金を徴収することについてどのように考えておられるのか、政策調整部長にお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、野並議員の都市計画税の導入についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

都市計画税につきましては、地方税法第702条に規定されておりますとおり、全額を都市計画事業や都市区画整理事業などに要する経費に充てるための目的税ということでございまして、原則として市街化区域のある土地及び家屋に対して課税するものでございます。

このように都市計画事業によって資産価値の高くなった資産を所有されている受益者に対し、一定の負担をお願いするのが都市計画税であるというものでございます。

ご質問の中で、所得の少ない、所得のない方ということのご質問でございました。そのような方につきましては、固定資産税と同様に納税推進課、あるいは市民生活相談課にご相談いただければというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、この都市計画税、資産価値のあるところに税をかけていく。資産を生み出している方もあります、市街地の中で。けども、住居として住んでいる方にとって、それは資産は生み出しません。それはもうそこを売って、どこかに転売をしていけば資産が、価値があるんかもわかりませんが、ずっと永久的に住もうとしている者については、それはもう本当に年金暮らしになってどんどん年金が下がっていつの間にか、こういうところの市街地に住んでいるというそれだけで、固定資産税プラスアルファ、

都市計画税を払うということになれば、私は格差がどんどん広がっていくのではないかと
いうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほども言いましたように、都市計画税というのは地方
税法で定められております、702条で目的税という形になります。その用途につきましては、
都市計画事業及び土地区画整理事業というようなことになります。その中にも、また
雨水の幹線整備事業とかそういったこともございますので、いわゆる治水安全度を高め
るという点ではそういった恩恵があるのではないかとというふうに思っております。

それと、都市計画税を取らずにそういう雨水幹線事業などをして、市街化区域に住んで
おられる方のために税に負担を強いるというのは逆に不公平であるというふうに認識をし
ております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 都市計画税の制度概要の資料をいただきましたが、雨水幹線だ
けでなく、市道野洲川右岸線とか大津湖南幹線とか野洲川北流跡地公園とか、いろんなも
のが載っているんですけども、これを見ると、市街化調整区域のところなんですよね。
市街化調整区域のところも含めて、言うならばこの出しておられるのは全市的に行われる
というふうな問題だというふうに思います。

2点目に移りますけども、既に固定資産税を納めているそういうところ、市街地におい
ては調整区域に比べて税率も高いです。その上に都市計画税というのは税金の二重取りに
なるのではないのでしょうか。見解を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 2点目のご質問でございます。税金の二重取りではない
かというようなご質問ですが、先ほども申しましたが、まず地方税法第350条に規定さ
れております固定資産税の標準税率が1.4%でございます。本市では全ての市内全域
で1.4%という数字で使わせていただいております。それと、先ほどもお答えしまし
たとおり、都市計画税につきましては目的税ということでございます。普通税である固定
資産税とは用途が異なるということで、二重取りではないというふうに考えてございま
す。

そもそも市街化区域の土地家屋につきましては、一般的には生産性あるいは利益率が高
いことから、一定のご負担をお願いするというのは必要と考えているところでございま
す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 税金の二重取りだと私は思うんです。先ほどから出ている部分に関しましては、全市的な問題でありますので、3点目に移ります。大津湖南幹線や歩道のバリアフリーや街灯整備などは市街地に住む市民だけでなく、全地域の課題ではないでしょうか。この点の説明をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 3点目のご質問でございます。都市計画道路整備につきましては、都市計画税を財源として進めていく事業でございます。一方、歩道のバリアフリー化や街灯整備につきましては、都市計画税の導入によりまして、市街化区域の安全で、潤いのある住環境の整備を進めるものでございます。

なお、全地域の課題ではないかということでございます。基幹道路の整備を例に挙げますと、基幹道路と市街化区域が接続されることによりまして、交通の利便性だけではなく、結果的に市街化区域内の土地家屋に利用価値が向上することを受益と評価するものと考えているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 住居として住んでいる者にとって、資産価値がどんどん上がって、固定資産税がどんどん上がっていくというのは望んでいないんですよ。できるだけ、低い方がいいなと思うけど、もう全国的に路線価が出ますからね。道路が開通して、それで市街地の資産価値が上がるということになっていったならば、それこそまちの中に人が住めなくなってしまう。

その資産を運用していかれる方々にとってはそれはメリットでしょう。けども、そういう形でない者にとって、評価額の0.3とか0.5とかいう形で一律にかけられますので、そういう意味においては、しかも先ほど言ったように、右岸線とか湖南幹線とかいうふうなところなどの部分も整備をしていくということになると、それは全市民的な問題でやっていくべきだというふうに思います。市街化の中の治水対策、雨水の部分ができいていないということで、だから、市街地のこととおっしゃると、市街化の中のその雨水が大変という地域とそうでない地域もあります。ですから、受益を受ける人と全然受益関係ないという方々もある。だから、その市街化区域というところにおいて、そこだけに税金を今かけていくというのは、ちょっと本当にこれは今の説明では市民の皆さん納得できません

よ。もう少し説明が必要と違いますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、議論を整理していただきたいんですけど、都市計画税というのは、法定外目的税ではなくて法定内目的税です。地方税法で定まっています。今、野並議員の議論は国会の議論ですね。都市計画税というのはあるのかないのか。これは地方税法、固定資産税の中とは別に制度としてはそれを課税標準にして0.2から0.3、0.3を上限と定まっています。あと、湖南幹線は直近県に確認させたら、県の認識では該当していないと言っていますから、いずれにしても都市施設に充てられる財源ということですよ。

ですから、何に使うかはこれからの議論で、本来、都市計画税の用途については市民にきちっと公開して収支も出すと。ただ、従来は一般財源化していましたので、今、制度をもう一度きちっとやられていて、直近、調べたら、もともとはもう100に満たない自治体ぐらいしか報告をしていなかったようですが、ようやく今数百かな、いっているぐらいですから。野洲市の場合はきちっと都市計画税は目的税ですからこれに充てますということとは申し上げます。

だから、今出ているメニューで今はざくつとの議論ですから、都市施設ということで挙げていますけども、これが妥当かどうかはもう一度きちっと議論をします。ただ、都市計画税が不当なものなのか、二重なのか、これは二重ではないです。別です。二重はガソリン税にかかっている消費税はこれは二重です。税に税がかかっていますから。

でも、今さらゼロで都市計画税がどうかの議論ではなしに、野洲ではどうかという議論をしてもらわないと、都市計画税は幾らでももう議論がしつくされて、国会が通って、そして制度化されています。

今、おっしゃったように、例えば雨水幹線は、私も当初からこれは都市計画税をもらうべきものだけど、危険だからやりますよと言って回ってきているわけですけども、野並議員のところの排水もあれによって安全になるわけです。今、心配したように、この間も行政懇談会を開いたら、北村の方が県の河川管理が悪いので、童子川が、一段と水の流れが早くなっているのも、もう少し何とかとおっしゃっています。確かに都市を安全にしようと思ったら、当然、道路も治水も周辺に事業を及ぼしていかないと駄目ですけども、とにかく都市的な生活の便宜を高めるということになっています。

それと、当然居住の物件が上がるのは困るけれども、資産に着目した税というのは固定

資産税であったり、都市計画税ですから、これは公平的にそういうふうにはしない限りは仕方がない。それが厳しいというのであれば減免措置とか、そして居住地についてはそもそも固定資産税も減免されていますから、課税標準が下がりますけども、いずれにしても、まず都市計画税というのを野並議員は制度として認めておられるのか、そもそも法律に定まっているんだけども、私は反対だったから認めないというのか、そこから始めていただかないと、次の議論に行かないと思います。

それと、報告にありますように、県内で9市はもう制度化しています。米原など、野洲市と同時に合併した市にしてもやられていますし、後で合併した能登川とか安土とかいうところも導入がされています。だから、今さらここで根本から議論するのか、これからの野洲のまちづくりでどうするのかという議論で、議論をいただくべきものかと思います。制度論でいったら、もう法律論になってしまいます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 制度的に言えば、私は税の二重取りであり、所得に応じて税はいただくという、応能負担というのが、私は税はそれが基本やと思います。市街地に住んでいるから都市計画税があるとかいうふうなのは、それは制度的に駄目だというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時17分 休憩）

（午後3時18分 再開）

○議長（橋 俊明君） ただいま市長より、反問の申し出がありましたので、反問を許可します。反問は質問議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） さっき申し上げましたように、地方税法の議論から始まっておられるんですけども、それはさっき言われたように二重取りとおっしゃったわけでして、それだったら、議論は全然かみ合わないです。日本の法律で認められている制度を適用しようという議論をしているわけでして、野並議員は所得税1本であるべきだと考えておられるわけですから、消費税も値上げ反対じゃなくて、消費税も反対なわけですね、そもそも。

でも、税というのはさまざまな局面を捉えて、それを課税対象にして税を課する方が公平だという考えで成り立っています。例えば、所得だけでいけば、物すごく逆にゆがみます。所得の多い方がどんどん取られていく。

大都市に住んでいたら物すごく便宜が高いです。自分で車を持たなくても地下鉄がある。

野洲でもそうです。この間も文化ホールでコンサートがあったから、休憩時間、後ろでしゃべっておられた高齢のお二人がタクシー200円取られるようになって使いにくくなったなど、でも、駅に行ったり、病院行くのにタクシーを使わざるを得ないと。でも、一定の市街地におられる方は買い物にしてもタクシーを使われなくて行けます。もちろん歩けなくなったら別ですけども。

ということは、所得だけで生活の便宜というのは判断できないわけです。あるいは子どもさんが高校に行っておられて、歩いていける距離だったらいいけども、そうでない方は所得があっても毎朝送り迎えするとか、あるいは子どもさんが苦勞して自転車で行くとか、生活を多面的に捉えて公益の財源を負担しない限り、所得税1本でいくというふうに思っておられるのか、ちょっとそこをもう一回確認したいと思います。

それと、地方税法で認められている都市計画税というのは制度として認められないと、そこから始まるので、その2点、所得税1本でやるべきという税論なのか、そして、それからすると、資産税も消費税も、いろんな課税対象に着目した税というものを認めておられないのか、そこをはっきりしていただきたい。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。野並議員。

○14番（野並享子君） 最初から言っていますように、税というのは応能負担が原則だというふうに思います。所得の高い人ほど税が多い、税金が高い。その再配分をすることで格差を是正するという、そういうなんが基本だというふうに思います。ですから、消費税も導入のときからこれは逆累進だからだめだと。累進課税で行くべきです。ですから、今現在、所得が1億円以上の方の税率が下がっています。累進で行ってないんです。天が所得1億円になったら税率が下がる、何で下がるかいうたら株です。株のもうけのある人、1兆円の所得で野洲の中におられませんよ。1兆円の所得いうたら、そんなもう何本の指に入るでしょうかね。1億円の所得ね、1兆円じゃない。1億円の所得ですよ。売上げではなくて。1億円の所得というふうな形になったら、本当に国民の中にもそんなに何千人、何百人、何百万人もいるようなそんな状況と違います。ですから、基本は応能負担、これが原則です。

消費税が導入される前は、高額のものに対する税負担が大きいという、そういう3ナンバーやらね、いろんな形で、宝石とか。要は、お金の出せる人には税金が高いというあの物品税がなくなりました。いう意味においては、やはりどんどんどんどん全部からお金のない人、赤ちゃんからも取っていくというのが消費税ですので、こういった税はもとも

と駄目。都市計画税そのものも駄目です。所得の応能負担と関係ありませんから。ですから、資産を持っておられる方が、その資産によって利益を上げた、その利益を上げたことに対して税を取る。それが必要だと思います。

けども、資産を持っていても利益を生まないのに、そこに税をかけるということは根本的に間違っているというふうに思います。

それと、今、駅の周りに住んでいるから便利でしょうと、便利です。けども、結構高かったですよ、買ったとき。そういう意味では評価額が高いから買うときも高いというのが現実やと思います。

高くて、私とこみたいに20坪しかないんですよ。20坪しかないけども、狭いけども便利やからということで購入をしました。いろいろ選択があると思います。広い土地でもっと農村地域で、もっと環境も空気も物すごくいいところを選ばれる方もあるでしょうし、それはもうその人の生き方、考え方だと思います。

それと、今、減免がされるというておっしゃいましたが、200平米以下の土地、そりゃ、3分の1になると書いています。けど、最近、竹ヶ丘で売ってはる土地の面積を見ますと、大体201平米以上なんですよ。200平米切っているうち少ないんと違いますか。ということは、あそこ竹ヶ丘は市街化調整区域やけども、区画整理事業で行われている、3分の1が適用されないという地域になると思いますので、皆さん、若いご夫婦が住んでおられますから、大変な負担増になるということを思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員、1点だけ、私からあれですけども、市街化調整区域に区画整理はないですね。あれはおそらく地区計画だと思います。区画整理ではないですね。要らんこと言いました。

反問をこれで終了します。引き続き、野並議員、質問を続けて下さい。

○14番（野並享子君） 竹ヶ丘は地区計画で住宅がつくられております。野洲の中で3カ所あります。

次に4点目に移ります。法人税の減収や国の制度改正で地方財政が悪化していることは承知しています。国の制度改悪でそのしわ寄せを市街地に住んでいる者に負担を求めるのはいかがなものでしょうか。国に対して財源抑制をやめさせることを全国の市長会などからも強く求めるべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国への提案ですが、これは既にやっております。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ぜひ強力に進めて下さい。

次、5点目、地方の税収を上げることも必要であり、住宅リフォームの助成制度や保育所の増設や医療費無料化の拡大で子育て安心のまちをアピールし、若者の定住を図れる施策を強めるべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市ではこれまで市内の事業所の設備投資の促進のいろんな支援とか、あるいは子育て支援、これは働く場の創設という意味ですけども。あと、子育て支援では学童保育、こども園、さっきから申し上げているようにさまざまな施策をやっています。中学校の給食もそうですし、空調なんかも今年なんか全国は大騒ぎでした。大阪の市なんかは市長会をあげて暑いから何とかと迫られているので、これも全国市長会で統一要望にしましたけども、野洲市なんかは既にこのあたりも進んでいます。

ただ、今、野洲の課題は何かというと、これまで言っていますように、道路と移動の手段と、あと土地利用計画です。野洲市の若い世代が住もうと思っても、住む土地がない、あるいは事業所が拡張しようと思っても道路も使える土地もないし、市街化区域が狭い。守山、栗東の2分の1以下、市街化区域の率が。草津の3分の1以下です。これは異常な状態です。

野洲は何か魅力がないから人口がふえないとかおっしゃっていますが、そういう話と全く違いまして、道路と土地利用計画、それをうまく機能させようと思ったら治水・排水対策です。これがまさにこれからの若い世代が住める対策です。

市役所の職員でも野洲出身ですけども、守山、草津に住んでいる人、結構います。なかなか手ごろな土地がない。あるいは野洲の事業所の社長とか工場長さんもほとんど野洲に、残念ながら住んでいません。いい物件がないんです。この状態を打開しないと駄目ですけども、本当に基盤整備に充てるお金が全くないです、このまま行ったら。

ずっと縮小再生産をしています。かつて駅前にあった事業所の税収が使い切れんほどあったその夢をずっと見続けて、その財源がなくなってからでも、さっき切れとおっしゃった逆の大判振る舞いをいっぱいして、かなり厳しい状況です。

でも、その中でもできるだけ子育て支援とか子どもの対応には少なくとも私になってからは、かなり手厚くやってきたつもりです。だから、お金が欲しいのではなくて、これから

ら本当に野洲市が少なくとも湖南の4市の中で同等に都市施設を整備していこうと思えば、都市計画税なしでやることはかなり厳しいと思います。

この間もちょっと議論したので、誰かの答弁に入れてくれているんじゃないかと思うんですが、例えば湖南広域消防、ここにも議員さん4人居ていただいていますけども、この間も決算認定の議会もありました。あそこで1人当たり幾ら負担しているのか、これは均等割ではないですよ、野洲市民の税金で負担しているわけです。ただ、制度としては各町均等割と人口割でやっていますから、1人当たり1万数千円です。赤ちゃんから高齢者まで入れて。実質は救急車と消防車の維持のために、1人当たり1万数千円。4人家族だったら5万ぐらいです。野洲が一番高いんです。比率からすると。均等割は人口が少なければ不利になりますから。

こういったことを考えて、これを4市並みに野洲はお付き合いで出しているわけですよ、一般財源の中から。じゃ、その分、子育てに使えるお金、ましてや都市公園とか都市計画街路に出すお金が全くない。先ほど、よくわかりました。野並議員はずっと町の時代からやっておられて、井勘定だと。井勘定ではこれからの都市は発展しません。少なくとも大津から長浜までのまち並みの制度を、何に使うのか、どういう整備をするのか、これは野洲の場合はきちっと今は市民の皆さんに問いかけていますけども、当たり前にある、自動車だったら少なくとも前輪、後輪がなかったら走りません。極端な言い方をすればどっかの車輪一つ抜きで何とか運転しているような車みたいなもんですよ、今。

だから、私としてはこれは当初から必要だと思っている。合併のときに議論して逃げているわけですね。これは逃げるでしょう。無投票で選挙したかったら逃げますよ。そして、内部資料を見たら、厳しいから平成22年には制度化するとなっているけども、また次があるから逃げているわけですよ。私になって、厳しい。内部からも言われた。だから、1年間一生懸命やりましたけども、また合併解消といわれるといかんと思ったので、最後では改めてとって収めました。

今後、ここまでやるべきことは定住支援はかなりやれていると思います。足りないのは、もう一回言いますが、道路、土地利用計画、都市基盤整備、そのための財源として提案していますので、野並議員はそもそも税法に反対ですから、これ以上申し上げて議会は進まぬと思いますけども、趣旨はこれからの野洲市の並みの発展、少なくとも並みの発展のための装備として都市計画税を提案申し上げているわけです。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君）　　こういうような感じになっておりますが、市民の皆さんに都市計画税を導入されるということを言いますと、本当に年金生活の方々が多くなっていますから、どんどん年金が下がる中でまた税金がふえる。来年10月には消費税が10%という、大きな国がやろうとしているもの、消費税のこの増税も共産党はやるな、中止をというて、今、言っておりますけども、いろんな形で本当に皆さん、これ以上生活を切り詰められないというところにおられます。

学区の行政区懇談会で市長が発言をされて、この間の全協でおおむね了解してもらえたというふうなことをおっしゃいましたが、そんな状況では私はなかったですね。

（「了解となんて言っていないよ」という声あり）

○14番（野並享子君）　　反対はなかったみたいな、そんな発言だったと思うんです。そんなん、市長が挨拶されたときに、あと行政区の要望を言う場所で、そんな市長が発言したのはのに対して都市計画税がどうとこうとかいうふうなことは何も言えなかったというておっしゃっていましたから、けども、それに対して本当にやっぱり大変やなというのが多くの皆さんの声でしたので、これから各自治会やら学区で説明会をされると思うんですけども、なかなか皆さんの思いは厳しいということだけは伝えておきます。

次、最後の問題に行きます。信号機の設置について質問をいたします。通学路における危険な箇所信号機の設置を求めていきました。北口線の突き当たりの市三宅地先であるところですが、見守りの方やPTAからも自治会からも信号機の設置の要望は出されていると思います。以前も質問しましたが、県に要望はしているがということでしたが、危険はみんな感じているところであり、行政はどのように県と話し合いをしているのか、経緯と見通しを明らかにされたいと思います。

○議長（橋 俊明君）　　市民部長。

○市民部長（田中千晴君）　　それでは、野並議員の信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

市道北口線及び市道市三宅小南線との交差点への信号機の設置についてでございますが、市といたしましても、当該箇所は道路安全対策が必要な重要箇所であると認識をしております。本年も5月14日付けで平成31年交通規制要望を守山警察署に提出していると共に、実現に向け、強く要望しております。

要望書の提出以後も守山警察署とは個別に協議を積み重ねておまして、守山警察署においても、交通安全対策が必要な重要箇所であるとの認識をいただいております。

しかしながら、県下の財政事情が厳しくて、今年度の新規の信号機設置予算はゼロであるとの説明を受けているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

失礼致しました。予算が厳しいということで、滋賀県全体で信号機の設置予算はゼロであるという説明を受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 滋賀県全体で予算がゼロというちょっと異常な状況ですね。道路を新設したら必ずつけられますよね、交差点のところには。滋賀県は新設道路をつくらないんでしょうかね。そんなことないと思うんですけども。

これは、北口線は県道ですね、市道と県道との交差点。両方とも市道ですか。

○議長（橋 俊明君） 野並議員、質問時間が終わりましたので、これで質問は終了させていただきます。

○14番（野並享子君） まあ、よろしく。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第5号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。先ほどから一般質問を聞いておりまして、お二方の熱弁の後で非常にやりにくいような感じでこの場に立っております。

先だって、3日の朝日新聞には消費税の増税の件が出ておりました。税率2%の引き上げによる増収は約5.6兆円というような大きな数字になっております。しかし、政府といたしましては、来春の参議院選、あるいは地方選挙によることを考慮して、先ほど来、議論されております幼・保無償化の国の負担の増額を決めていたり、さまざまな対策を講じておられます。

また、一般的なものにおきましては、プレミアム商品券の発行等、さまざま軽減措置を講じられておる中で、私も心配いたしますのは社会保障関連がどのように推移していくかということが今後の高齢化社会に向かつての大きな課題となってくることには間違いはないと思います。

前段はそれぐらいにいたしまして、一般質問に入りたいと思います。まず、緊急通報システムの事業についてお尋ねをいたします。平成4年度に湖南消防局の緊急通報装置設置を利用したサービスが開始されました。その後、緊急通報システム連絡協議会の合意により、平成22年9月より、大阪ガスセキュリティサービス株式会社へ移行されました。緊

急通報システムは市内に住所を有する在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし、日中の独居を含みます。高齢者や高齢者のみの世帯の市民が対象となっています。このことに関し、お伺いをいたします。

平成5年度から平成30年度10月現在の設置件数を皆さん方のお手元によくわかるようにグラフにより表しております。サービス開始以来、平成15年度までは順調な増加推移、以降、平成21年度までは横ばいないしやや下降推移、平成22年度を機に明らかに下降推移と言えます。

そこでお伺いいたします。平成15年から20年度は横ばいであるが、どのように思量されるのかお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、鈴木議員の緊急通報システム事業における1点目、平成15年から21年度までの設置件数の推移についてお答え申し上げます。

ご質問の期間におおむね符合いたします平成17年から平成22年の5年間の高齢単身世帯数は261世帯、43%増加していることを考えますと、この間の利用者数、いわゆる設置数の実数は横ばいですが、利用率としては下がっているという分析になるかと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 次に、平成22年度大阪ガスへの移行を機に、明らかに設置数が減少推移しているのがどのように思われますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の平成22年度を機に設置数が減少したことににつきましては、湖南消防局の緊急通報システムから大阪ガスセキュリティサービスに移行する際に、既存の機器設置済み者に対しまして、状況確認を行った結果、施設への入所者あるいは家族と同居している方等による設置不要者を含んでいたことが判明し、取り消し等の整理を行ったことで登録者数が減少となったものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいまの答弁では、調査、大阪ガスへ移行したことによりまして、要らない方の精査ができたからやったということですね。要らない方というのはど

のような方が今まで出しておられたんですか。その中身はどうなんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますが、先ほど、私の答弁の中にございました、今までご家庭にお住まいの方が施設に入所されて、そこも電話、その装置が要らなくなったとか、あるいはご家族と同居されることになって、そのシステムをもう使わないというようなことで外される、いわゆる不要になったということの判断でございました。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） よくわかりました。次に、大阪ガスへの移行と設置数との間に因果関係があるものではないかというようなことを思うわけですが、その因果関係という部分について、今おっしゃったようなこともあるかと思いますが、大阪ガスへの移行をそれを機にどのような事象が起こっているんですかということをお尋ねしたいと思いません。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけども、1つ前に答えました原因につきまして、私どもの分析では不要になったその分の精査ということで。会社が変わったことによって、その中身的なことについては特段変わっておりませんので、直接的な原因、因果関係というのはないと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 次に、大阪ガスへ移行されたことによる功罪、例えば消防局の事務作業、そういうようなものが軽減されていったということは、これは確認できるわけですが、その他、何かございますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問の大阪ガスへ移行されたことによる功罪についてというご質問でございますが、鈴木議員、今おっしゃったように、湖南消防局の中でやっておられたのを大阪ガスの方に出しましたので、功罪につきまして、1つ、市の方としての考え方の功罪についてお答えの方をさせていただきたいと思えます。

まず、功績の方でございますけれども、湖南消防の方の緊急通報システムから現在のシ

システムに移行したことによって、光電話を利用している方にもご利用いただけるようになりました。また、受託者、大阪ガスによる月1回の安否確認のためのお元気コールも開始いたしまして、利用者の安心へとつながっております。

さらに、従前のシステムの折には、機器の設置の立ち会いを市の職員がやっておりましたり、あるいは保守メンテナンスや電池交換の業務も市職員がその当時は実施していましたが、それらの業務も現在のシステムに移行したことによる事務の負担軽減につながっていると考えております。

一方、湖南消防の緊急通報システムから移行したことによる罪過の方についてでございますが、現在のシステムは、湖南消防時代のシステムと、各機能を項目において同等またはそれ以上でありますし、したがって、当該2者間、システムが移行したことによる観点では、デメリットは特に生じていないと、そのように認識しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） よくわかりました。次にお伺いします。設置数の減少は市民がこのサービスは不必要と感じているのではないかと、このデータから見たらですね、そういうふうに思いますが、まず、私もこの質問するにあたりまして、そのような方から固定電話がないから、それが使えないというようなことを受けましたので、だからこのような質問をさせていただくということを申し添えておきます。こういう部分について、設置件数の回復あるいは増加させる方策というのはお考えなんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、設置件数の回復、増加させる方策についてということでございますが、市の方といたしましても、一定のニーズは引き続き、今後もあると考えておりますけれども、確証のための実質的なニーズ調査というのは現時点では行っていません。したがって、次年度、湖南4市の方で業者を選定する時期にあたりますので、潜在的なニーズをまず把握したいと考えております。

その結果、今、見込んでいるとおり、設置にかかるニーズが確認されることを前提にいたしますと、今以上の制度の周知のことも含めまして、利用しやすいような、要件の見直し等も検討した上で設置件数についてふやすことにつながると、そのように考えております。

す。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） では、次に移りたいと思います。

皆様方のお手元のグラフ2、3により、お伺いをいたします。グラフ2、3に明らかごとく、高齢者、高齢者単身世帯は今後も増加することは明らかであります。グラフ3によれば間もなく一般世帯に対する高齢者世帯率が50%に達しようとしています。

そこで、このサービスをはじめ、25年が経過しておりますが、今のシステムを継続することを前提として、今後、どのように設置数が推移し、施策としてどの程度の設置数を想定しているのかお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、今後の施策としての設置数の想定ということではございますけれども、今のこのシステムのままの移行ということを前提にいたしますと、引き続き、横ばいあるいは微減という推移で行くものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 高齢化世帯に入って、固定電話を廃止される家庭がたちまち新聞を取りやめておられます。固定電話もこれは基本でもかかることですから、高齢者の方は自分が携帯を持っておられますので、それでほとんど対応されておられます。そうした方々がこのシステムを使えないということが現在起こっているわけなんです。だから、相談に来られた方もそういう方です。ですから、その辺はやはり改良していかなければならんと思うんですね。そうした改良して、それが実現できればもっと利用者は私はふえると思うんですね。

このグラフを見ていただいてもおわかりになるように、あえてこういうグラフを私つくったんです。そうしたときに、やはり高齢者の安心・安全をどこで担保するかということが必要になってくるわけですね。新たなシステムの開発というのは、広域全体で広域組合の議員さんもおられますが、全体でこの議論をされたというようなことはあるんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、現システム

における、鈴木議員がおっしゃいます固定電話でしかつなげないという制限も当然ございます。その分につきましては、湖南4市で構成しております緊急通報システムの連絡協議会の方でその議論がされております。というか、そういうご指摘がございました。そのご指摘を受けまして、現在のシステムの管理者であります受託者の方に問い合わせをしたんですが、現制度システムとしてはその携帯電話ではできないという回答の方を得ております。

そこで、鈴木議員がおっしゃるように、そういうニーズがあるということで今回ご質問をいただいているわけなんですけど、先ほど、私、答弁の方で言いましたけども、委託の業務でございますので、期間がございます。その期間が今、今度目の前に来ておりますので、その委託期間の今度の切り替えの際に、その辺のニーズも把握した上で、どのような委託にするかということも含めて検討の方をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 次に9番に移りたいと思います。平成21年度の緊急連絡協議会議事録に、昨今の通信事情にシステムがマッチしていないとの記載がある。このことに関して、それ以後、討議されたのか、また具体的な方策は検討されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまご質問にあります平成21年度の緊急連絡協議会の議事録の内容でございますが、その内容では昨今の通信事情とは、アナログ回線にしか対応できなかった当時のシステムの指摘の内容でございます。その指摘を受けまして、その後、26年度に導入された現行のシステムで、先ほどもメリットのところで、私、答弁のところでも申し上げましたが、光電話あるいはデジタル回線に対応可能となっている状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいまお答えをいただきましたが、私が申し上げております携帯等での通信というのは、これは望みがあるわけですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今回の質問を頂戴いたしまして、いろいろなこのシステムの関係の機器の調査をしまして、携帯電話で対応する機器も他社の方での取り扱いはございました。しかし、料金設定等々、その辺につきまして、今の現行との価格差等もございますので、その中で次期、切り替えの際にそのようなことの思量も踏まえた上で、検討の方をしていくというように、先ほど答弁の方をさせていただいた次第でございます。

以上、回答とします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いろいろと質問をして、固定電話でなく携帯電話のみの世帯が増加していることを申し上げました。この当該サービスを受ける希望があっても、固定電話限定のサービスが受けられない状況が生まれているということも申し上げました。

ところが、やはりこの平等な行政サービスが求められる中において、これは私はゆゆしき問題だと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問につきましては、確かに使える使えないというその差があるというのは事実でございます。そこについては認識の方をしておるわけなんです、携帯電話をお使いの方につきましては、この制度が入った昭和の一桁時代からしますと、もう何十年と携帯の方もお使いであろうかと思えます。その使い慣れたその中で携帯を使っておられまして、今のこの緊急ボタンのこの部分につきましては、ボタンを押すその行為ぐらい、ぐらいというたら失礼になります、いろんな体の具合、認知の度合いとか、そういうようなところでいろんなことができないそのときにおけるボタンという考え方がございますので、携帯電話を持っておられる方もそのボタンしかのそのこのところにつなげるという意味では必要性はあろうかとそのようには思いますが、そこにまだ至らない分につきましては、ある程度、携帯でワンボタンで119とか、ワンボタンで一番身近な親戚の方につながる設定をすとか、そういうような多機能の部分で一定対応されている方も、今現在はおられるとは思いますがけれども、総じて言いますと、先ほどからのご指摘のことがございますので、携帯電話のその部分でのシステムに対応できるその分について今後検討の方をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま、携帯でも対応できるというようなことで、前向きに

検討するというをおっしゃっていただきましたが、今の回答の中で119を押したら直接消防の方につながるということです。そして、また9を押すと、その関係地所へ伝わるということをお聞きいたしました。

そのようなことを高齢者の方は、高齢者というんか、こういうものが必要な方ですね、ご存知であるのかないのか、その辺、例えば老人会でも何でもよろしいやんか、そういう高齢者が集まられるときにでも、そのようなことをやはり周知してあげて、それでこの緊急通信システムの利用だけじゃなしに、さまざまな緊急の手を差し伸べられるような施策をつくり上げてほしいというような思いをするんですが、どうですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ご質問というよりも、ご提案ということで、そのような形でいろんな機会を捉えまして、こういう制度があることの周知の方に努めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いろいろと申し上げましたが、この状況、全国的な事象と認識されますが、先進事例の収集や研究をされていると思いますが、こういったものはどういような形で取り組まれておられますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、先進事例とかの収集、あるいは研究についてのご質問でございますけれども、先ほどから次の切り替えにおける4市の話し合いのその場面を想定しておりますので、その場面において先進事例等を踏まえまして、収集もいたしまして、検討の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） やはり、この高齢者の緊急事態に即対応できるようなシステムの構築、あるいは今答弁いただきました119の9の携帯の番号を押すと、自分のそれが即関係機関への伝わるという、そういうことにも配慮しながら進めていってほしいと思います。

最後に、私も長いこと広域行政に関わっておりました。そのときからずっと感じておりますのが、先ほど市長がおっしゃっていましたが、野洲市で広域に抛出しているのは

5億、6億までだと思いますが、市民1人当たり約1万数千円の負担というようなことをずっと今までから感じておりました。

その中で、この広域行政予算に占めるこの事業の予算額と比率、予算額というのはこれは大阪ガスへ委託されておりますので、その分ですね。そういうことがおわかりでしたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、本事業の予算額とその比率ということなんですが、予算額はあくまでも予算ですので、29年度の実績額で答えの方をさせていただきたいと思います。

29年度の実績額で4市全体の委託料といたしましては、1,351万6,388円でございます。それで、本市分の委託料につきましては、71万8,692円でございます。比率にいたしまして、5.3%でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。4市で1,351万6,388円、本市では71万8,692円ということですね。予算に占める割合が5.3%ということですので、このような数字で、私は委託してるのにもっと上に上がっているかなと思ったんですが、このような数字で高齢者の安心・安全を担保できるようなことであれば、今後、ますます普及していただけるような施策を構築していただけますよう、よろしくお願いいたします。

またさらに、病気の早期発見、治療につながり、ひいては医療費の削減になると思います。今後もこのサービスの提供の努力をお願いいたします。

以上です。

次に、県道野洲停車場線、電線共同溝及び歩道整備工事についてお尋ねをいたします。

無電柱化は、防災・安全・快適・景観の観点から通行空間の確保及び住環境の形成などを目的として行われております。当市においても県南部土木事務所道路課の工事発注により、平成20年度より歩道整備が着手されました。工事全体延長、電線共同溝、新幹線まで延長330メートル、歩道は国道8号線まで740メートルですね、これが新幹線から8号線までは整備済みとなっております。

この事業の概要及び進捗について、9月広報で市長のメッセージの方で情報をお出しし

ておりますが、これについて少しお伺いをいたします。平成26年8月21日、全員協議会で示された工程表（案）によると、宅内引き込み電柱の抜柱と完成年度が平成29年度となっていたが、平成26年12月18日の全員協議会資料による工程変更が示され、全体工程完了が平成30年度完了とある。しかし、広報では完成が31年度と広報されています。この理由をお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、鈴木議員の県道野洲停車場線、電線共同溝及び歩道整備工事についてのご質問のうち、まず1点目の工事完成が平成31年度と広報されている理由につきましてお答えを申し上げます。

当初、電線共同溝及びバリアフリー歩道整備工事は、平成29年度の完成の予定でございました。しかし、平成26年度に電線共同溝工事における妓王井川を横断する工事につきまして、立坑築造の深さが変更されたことによりまして、全体工程が平成30年度まで延長されたというところでございます。

また、当該施工区間におきまして、沿道建物付近の地下埋設物が想定よりも多かったことですか、また新たな開発事業との調整など、工事を進める中で、いろいろな調整が必要な課題が発生してまいりまして、県が工程を見直されました結果、全体工程が平成31年度までかかるということを滋賀県より報告を受けました。

このことから、広く市民の皆様へ情報を提供するために、広報9月号におきまして、市長がメッセージでお知らせをされたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） では次に、妓王井川推進工法の当初計画の変更、この当初計画、妓王井川は大変だと思います。駅前が浸水するのも妓王井川のかかっている橋が低いために、水がそこで滞留して駅前の方へずっと広がっていくというのが1つ大きな原因だと思います。これを雨水幹線で排水処理していくという観点で、これは私も賛成していかんならん立場ですので、その辺を思慮しているんですが、この当初計画の変更ですね、しっかりした県がやっておるのに、どういうこっちゃやろうなと思って、立坑の問題やらいろんなもんが絡んでくると思いますが、その辺がどのような計画をされたんですか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の妓王井川推進工法の変更についてお答えをさせ

ていただきます。

妓王井川を横断します電線共同溝工事につきましては、平成23年度に詳細設計が行われ、平成26年度から施工を予定されておりました。ところが、基礎杭の延長を調査されたところ、当初の想定よりも深く6.5メートルのところにあったということが判明いたしました。

このことから、平成26年度は立坑築造工事のみの施工とされまして、もともと同じ年度で予定をされておりました推進工事を平成27年度から施工されるということになりましたので、この時点で全体の完了予定が平成30年度に変わったというものでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 立坑の長さが当初は3.8やったか、3.5でしたかな、3.8で見ておったんですね。それが6.5に変更になったということで、かなりの立坑の長さが変わってきたということですが、県もぼんやりしとるもんやね。こんなもん、超音波か何かで測定したらすぐ出るのと違うの。そういう誤差があっても仕方がないと思いますが、それだけの工事ですから、今後、県が主体してやってますけど、市の方としてもできるだけ目を光らせてもらうように努力していただきたいと思います。

次に、県では駅前交差点から新幹線までの区間を、第6期滋賀県無電柱化推進計画対象箇所として位置づけされているが、これについての概算予算はいったい幾らぐらい。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の概算予算のご質問でございます。第6期滋賀県無電柱化計画にかかります概算予算につきましては、事業主体でございます滋賀県から約5億5,000万円であるというふうに伺っております。

なお、5億5,000万円の事業費のうち、国の交付金として約3億円の充当を見込んでおられます。また、市の負担金といたしましては、昨年度までで約260万円の負担をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます、えらい詳しく教え願いまして。国が5億5,000万、5億5,000万の中で国が3億、市が260万ということですね。新幹線から国道8号線までの歩道整備済みのところを見ている、なかなか気持ちよく出来

上がっております。ありがたいことにね。駅前のロータリー付近でも、車に乗ってずっと通行している限りでは、その無電柱化になっているというのも気がつかんと思う、真正面だけしか見いひんから。その辺が視野が狭くなるんですよね、車に乗っているときは。歩道を歩くと、なるほど視界がぱっと広げて、電柱がない、これほどすばらしいものはないなど、それだけは感謝しております。ありがとうございます。

次に、市単独事業による駅前整備事業にあわせた無電柱化延長とその費用はいかほどですか。市単の事業ですね。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、4点目の駅前整備事業の市単のところでございますが、野洲駅南口駅前広場整備事業にあわせました電線共同溝の整備延長と費用につきましてお答えをさせていただきます。

市の整備事業につきましては、平成24年度から26年度にかけまして、市道野洲駅南口広場線第2期整備工事及び第4期整備工事といたしまして整備をさせていただいたもので、整備延長は、上下線で230メートルでございます。その費用でございますが、電力及び通信事業者の建設負担金を除きまして、約6,800万円となっております。この事業費に対しまして55%の国の交付金もその財源としておりますことから、市の負担につきましては約3,000万円程度となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私はもっとかかっているものかなと思っているわけですね。例えば、滋賀銀行さんとかそういう事業所がかなり線を入れるのに複層していると思うんですよ。そうしたところもクリアして、何とか頑張っていただいているなどというような思いを持っているんですが、今後においても一日も早く無電柱化に向けて対応していただきたいと思えます。

それと、ここには上がっておりませんが、その共同溝に入れるシステムは大体どんなものが入っているんですかな。申しわけない、通告書に出していないのですぐというわけにもいかんやろうと思えますが、どのようなもんがこう。申しわけない。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。通告にございませんので、答えられる範囲で答弁願います。

○都市建設部長（三上忠宏君） ちょっと手元の資料の中にご覧いただけますので、またわか

りましたら、お答えさせていただきたい思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 無電柱化ですから、基本的に電柱にかかっているものを入れるわけです。電気、電話、今ですと、インターネット無線とかが基本です。水道等は別に埋設していますので、単純な話です。

○12番（鈴木市朗君） それはようわかる。その他に何かあんのかなと思うて。

○市長（山仲善彰君） ないですね。無電柱化ですから、基本的には。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いやいや、お答え願うて。当然、無電柱化ですから、NTTあるいは関電、その辺が無電柱化というのは、これは常識的な範囲の話ですから。その他にまだあるのかいなという、主にありますやん、同じ共同溝をつくるわけですから。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど申しあげました民間事業者の建設負担金で、負担をいただいているところ、一緒にケーブルを入れている事業者というのが、今おっしゃってました関電、NTT、ケイオプティコム、ZTVになってございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いろいろとご親切にお答え願いまして、よくわかりました。ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほどの鈴木議員の質問の中の私の答弁の中で、緊急通報システムのシステムの導入の時期、平成4年ということなんですが、それを平成一桁と言おうと思ったんですが、昭和一桁と私言ったようでございますので、平成4年ですので、平成一桁というように修正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。ご苦労さまでございました。(午後 4 時 1 9 分 延
会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年12月6日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 荒 川 泰 宏

署 名 議 員 立 入 三 千 男